
iシェアーズ・コア 日経 225 ETF

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型 ※課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2024年5月10日

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ブラックロック・ジャパン株式会社

1. i シェアーズ・コア 日経 225 ETF (以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 5 条の規定により有価証券届出書を 2024 年 5 月 9 日に関東財務局長に提出しており、2024 年 5 月 10 日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

| | |
|---------------------|---------------------------------------|
| 発 行 者 名 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長 有田 浩之 |
| 本店の所在の場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 株式会社東京証券取引所 (所在地 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

iシェアーズ・コア 日経225 ETF (以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり、10,410円とします。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込受付日の午後3時^{*1}までに、取得申込が行われかつ当該取得申込に係る指定参加者^{*2}所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

*1 2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに指定参加者が受け付けたものを当日の申込分とする予定です。なお、指定参加者によっては異なる場合がありますので、お申込みの指定参加者にお問い合わせください。

*2 「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込および交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

<基準価額の照会先>

日々の基準価額は、指定参加者または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

| |
|---|
| ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4110 (受付時間 営業日の9:00~17:00) ホームページ：www.blackrock.com/jp/ |
|---|

(5) 【申込手数料】

指定参加者が独自に定める額とします。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。

投資者は、申込手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)をお申込の指定参加者に支払うものとします。

(6) 【申込単位】

1 クリエーション・ユニット*以上1 クリエーション・ユニット単位

* クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

1 クリエーション・ユニットの設定・交換を行うために必要な日経平均トータルリターン・インデックス（以下「対象指数」といいます。）を構成する株式（以下「対象指数構成銘柄」といいます。）および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル（以下「PCF」といいます。）として委託会社が決定し、指定参加者に提示します。

1 クリエーション・ユニットに対応する受益権の口数は、委託会社が毎営業日ごとに決定します。

(7) 【申込期間】

2024年5月10日から2024年11月8日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「指定参加者」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4110（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページ：www.blackrock.com/jp/

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込に係る対象指数構成銘柄および金銭*を、指定参加者の指定する日までに引渡すものとします。当該取得時の各銘柄の株式は、保護預けするものとします。

*受益権の取得申込者が、対象指数構成銘柄に含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。以下同じ。また当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、原則として、取得申込者は、対象指数構成銘柄における当該銘柄の時価総額に相当する金額および、当該銘柄を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。以下、本項において同じ。）を当該銘柄に代えて金銭にて、指定参加者に支払うものとします。

また、委託会社は、取得申込に係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込に応じて受益証券の受渡しが行われることとなる株式（以下「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、取得申込に係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込に応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額を徴することができるものとします。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込に係る対象指数構成銘柄および金銭をお申込の指定参加者にお引渡しく下さい。なお、指定参加者によっては一部の支店・営業所等で取扱いを行わない場合があります。詳しくは、「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は以下のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 取得申込の方法

受益権の取得申込を行う投資者は、指定参加者の営業時間内において指定参加者所定の方法で申込を行います。

② 日本以外の地域における発行

ありません。

③ 申込不可日

委託会社は、次の1. から7. の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
2. 委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
4. 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間
5. 対象指数構成銘柄の売買停止日
6. このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
7. 上記1. から6. のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、交換株式等は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払いもしくは交付が行われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、交換、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑤ 上場投資信託の取得申込・交換に関する清算制度について

指定参加者が、取得申込・交換に係るPCFまたは振替受益権の委託会社への受渡または支払いの債務の負担を株式会社日本証券クリアリング機構（「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算機関が負担する場合は、取得申込・交換に係る受渡または支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① iシェアーズ・コア 日経225 ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、主として日経平均トータルリターン・インデックス*（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。

委託会社は5兆円相当の有価証券および金銭を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

*日経平均トータルリターン・インデックスは、日経平均株価（日経平均）を構成する225銘柄の値動きだけでなく、各構成銘柄の配当も加味した場合のパフォーマンスを示す指数です。

② ファンドの特色

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して対象指数の現物化を図ろうとするものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

a. 受益権を東京証券取引所に上場します。

ファンドの受益権は、いつでも東京証券取引所で売買することができます。

売買単位は、1口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は原則として株式と同様です。

詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

※取引所での市場価格は取引時間中に変動するものであり、取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、ETFの市場価格は基準価額から乖離することがあります。

b. 追加設定・交換は一定口数以上の申込に限定されます。

対象指数に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、追加設定・交換を対象指数のポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。追加設定・交換はクリエーション・ユニットと呼ばれる単位毎によって行われます。

クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

c. 追加設定・交換は対象指数を構成する株式により行うことができます。

設定・交換を行うために必要な対象指数を構成する株式（以下「対象指数構成銘柄」といいます。）および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル（以下「PCF」といいます。）として委託会社が決定し、指定参加者に提示します。

ファンドの基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行われることを期待するものです。

d. ファンドは株式の貸付を行う場合があります。

株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に委託します。

◆ 商品分類 ◆

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。
 なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分につき、表中に網掛け表示しております。

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|----------------|----------------|---|-------------------|----------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合 | MMF MRF ETF | インデックス型 特殊型 |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 対象インデックス |
|---|---|---|-------------------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | 年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 | グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | 日経225 TOPIX その他 |

[商品分類における定義]

| 項目 | 該当する商品分類 | 内容 |
|-------------------|----------|--|
| 単位型・追加型 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 (収益の源泉) | 株式 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 独立区分 | E T F | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 |

[属性区分における定義]

| 項目 | 該当する属性区分 | 内容 |
|----------|----------|---|
| 投資対象資産 | 株式 一般 | 大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| 決算頻度 | 年2回 | 目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象地域 | 日本 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 対象インデックス | 日経225 | 対象インデックスによる属性は、日経225です。 |

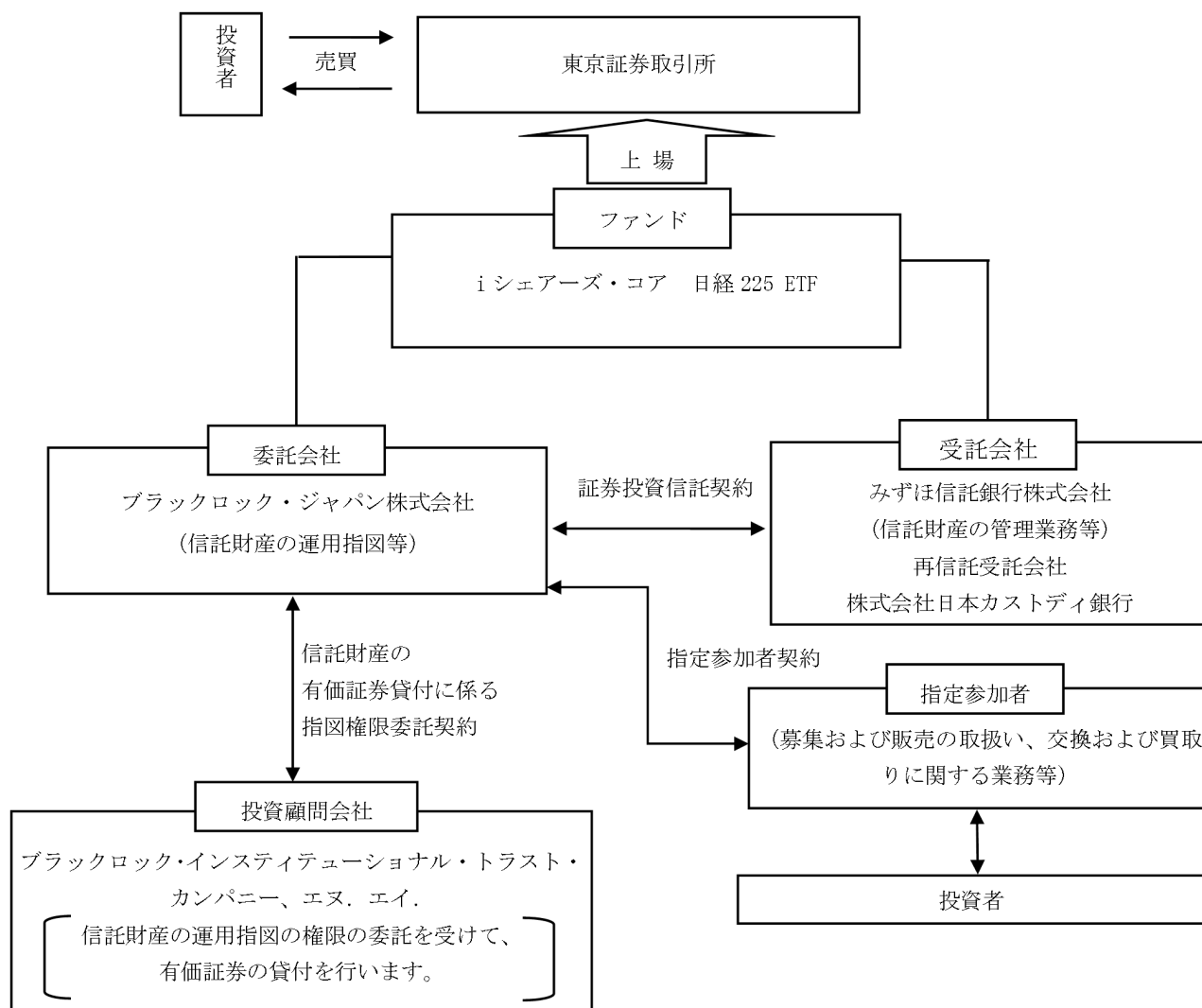
※商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|-------------|--|
| 2001年9月4日 | 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始 |
| 2001年9月5日 | 東京証券取引所へ上場 |
| 2013年11月9日 | 「iシェアーズ日経225」から「iシェアーズ 日経225 ETF」へ名称を変更 |
| 2014年5月10日 | 計算期間を毎年2月10日から8月9日までおよび8月10日から翌年2月9日までとし、決算頻度を年1回から年2回へ変更 |
| 2016年10月18日 | 平成18年施行の信託法の適用を受ける投資信託へ変更 「上場費用」および「対象指数の使用料」等費用を信託財産からで支弁できるように変更 その他、運用の基本方針、設定・交換の受付不可日、配当落ち銘柄の取扱い、受益者の名義登録の停止日、および償還に関する信託約款の規定を変更 |
| 2018年11月10日 | 「iシェアーズ 日経225 ETF」から「iシェアーズ・コア 日経225 ETF」へ名称を変更 |

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



a. 証券投資信託契約

当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要な内容は、運用の基本方針、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、信託の元本および収益の管理および運用指図に関する事項等です。

b. 指定参加者契約

指定参加者の指定、受益権の取得、交換の請求、指定参加者の取次業務および手数料に関する事項等が定められています。

c. 信託財産の株式貸付に係る指図権限委託契約

株式貸付代理人への株式貸付に係る指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

② 委託会社の概況

2024年1月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金の額 3,120百万円

b. 沿革

| | |
|----------|--|
| 1985年1月 | メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1988年3月 | パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1999年4月 | 野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得 |
| 2006年10月 | メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |
| 2009年12月 | パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |

c. 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------------------|-------------------|---------|------|
| ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 | 15,000株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① ファンドは、主として対象指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、対象指数に高位に連動する投資成果を目指します。
- ② 対象指数における指数構成全銘柄の株式を組み入れることを原則とします。
- ③ 次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行います。
 - ・対象指数採用銘柄に異動があった場合
 - ・対象指数の除数の修正が行われた場合
 - ・対象指数の計算方法が変更された場合
 - ・このファンドにおける追加信託、交換が行われた場合
 - ・その他、委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用を達成するために必要と認めた場合なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、個別銘柄に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。
- ④ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。

- ※ 委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

「日経平均株価（日経225）」の著作権等について

1. 「日経平均」及び「日経平均トータルリターン・インデックス」（以下、「日経平均」という）は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」自体及び「日経平均」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
2. 「日経」及び「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。
3. 「iシェアーズ・コア 日経225 ETF」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び「iシェアーズ・コア 日経225 ETF」の取引に関して、一切の責任を負わない。
4. 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
5. 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - (c) 金銭債権（預金、コール・ローンを含み(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - (d) 約束手形

- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託財産を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

<運用体制>

- ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは投資委員会等の開催により、各ファンドの投資方針等にしがって運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。
- 当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（6名程度）が担当いたします。

<意思決定プロセス>

- ▼ポートフォリオの運用を始めるに先立って、運用上の基本的事項（運用目標、運用方針、信託約款、運用上の制約条件等）について、株式インデックス運用部会議を開催し運用基本方針・運用計画を決定します。運用基本方針・運用計画は、投資委員会に報告されます。
- ▼ポートフォリオの構築・運用にあたって必要な投資環境分析、市場分析および運用モデルの設定等については、各運用部が主体となって行っているポートフォリオ・マネジメント会議にて行われます。運用モデルを用いることにより特定個人の恣意が働きにくい運用を遂行しておりますが、それらが有効に働いているかどうかのモニタリング・改善策や、相場急変時における対応策等も同会議にて審議されます。
- ▼投資委員会では、運用のリスクおよびパフォーマンスについて定期的に分析・検討を行います。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約10兆ドル*（約1,411兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2023年12月末現在。（円換算レートは1ドル=140.980円を使用）

(4) 【分配方針】

- ① 年2回の毎決算時（原則として2月9日および8月9日。）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。
- ② 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに約款に規定する諸費用およびこれらに係る消費税等（以下、本項目において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を投資者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ③ 毎計算期末に信託財産から生じた下記のa. に掲げる利益の合計額は、b. に掲げる損失の合計額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後、次期に繰越します。
 - a. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換差益金
 - b. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換差損金

(5) 【投資制限】

<当ファンドの約款で定める投資制限>

- ① 株式への投資割合
株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資する株式等の範囲
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。
 - b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
 - c. 対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ③ 株式の貸付の指図および範囲
 - a. 委託会社（約款に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下、本項において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式をb. に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - b. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産の保有する株式の時価合計額を越えないこととします。
 - c. b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - d. 委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

④ 先物取引等の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑥ デリバティブ取引等に係る投資制限

- a. 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- b. 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）を行いません。
 - ・ 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ・ 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
 - ・ 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

⑦ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

⑧ 信用取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の交換等の事由により、b. の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 委託会社は、a. の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑨ 投資信託証券への投資割合

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

< 投信法で定める投資制限 >

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へに帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドに係る主なリスクは以下のとおりです。

①基準価額の変動要因

a. 国内株式投資のリスク

日本国内に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、国内の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと、また契約期限どおりに貸付有価証券が返却されないこと等）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

また、貸付有価証券等が返却されない等の契約不履行が生じた場合、借主より差し入れられた担保有価証券等（担保には、ブラックロック・グループが設定または運用するファンドが含まれる場合があります。）により清算処理を行います。貸付有価証券または担保有価証券の評価額の時価変動等により、ファンドが損失を被ることがあります。

これらのリスクを低減させるため、ファンドはブラックロックの関係会社との間の補償契約の対象となる場合があります。当該補償契約の対象となった場合、貸付契約不履行時に担保有価証券の価値が貸付有価証券の価値に満たなかった時には、当該補償により貸付有価証券の全てが補償されます。

②連動対象とする指数に関する留意点

a. 対象指数と基準価額の乖離要因

当ファンドは、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

- ・ 信託財産で保有する有価証券と対象指数の構成銘柄が必ずしも一致しないこと
- ・ 基準価額算出に用いられる時価と対象指数算出に用いられる時価が必ずしも一致しないこと
- ・ 信託財産の構成時および対象指数の構成銘柄の変更などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ・ ポートフォリオを構築するまでの間、および組入銘柄の配当金等や権利処理によって信託財産に現金が発生すること
- ・ 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
- ・ 信託報酬等およびその他の諸費用を負担すること
- ・ 有価証券の貸付により、貸付報酬が得られること

b. 指数に関するリスク

当ファンドはベンチマークとなる指数の提供者が公表する価格や収益率に連動する運用成果を目指しますが、指数提供者による指数の構成や計算の局面における正確性は確保されていません。指数提供者は、指数の構成銘柄および計算方法等について開示していますが、指数に関するデータの品質、正確性または完全性について責任を負うものではなく、また、指数が開示された計算方法等に従って算出されたことを保証するものでもありません。当ファンドは、提供された指数に対して総合的な運用成果を得ることを目的としており、委託会社が指数提供者のエラーを補償し、またはその責任を負うものではありません。データの品質、正確性または完全性に関するエラーは時として起こり得るものであり、また、一定期間発見されず訂正されない可能性があります。指数提供者のエラーに関連する損益や費用は、当ファンドおよび投資者に帰属します。たとえば、指数に誤った構成銘柄が含まれる場合、公表された指数への連動を目指す当ファンドにおいても当該構成銘柄へのマーケット・エクスポージャーを有することとなる一方、他の構成銘柄へのエクスポージャーは低減することになります。このように、指数の誤りはファンドの運用成果に正または負の影響を及ぼす可能性があります。また、構成銘柄の誤り

を修正する等のために指数が臨時にリバランスされ、それに伴いファンドのポートフォリオの調整が行われる場合、調整から生じる取引費用やマーケット・エクスポージャーは当ファンドが負担することになります。予定していないリバランスにより、ファンドの収益率が指数の収益率に正確に連動できないリスク（トラッキング・エラーのリスク）にさらされる可能性があります。したがって、指数提供者による指数の誤りや臨時のリバランスは、当ファンドにかかる費用とマーケット・エクスポージャー・リスクを増大させる可能性があります。

③ファンド運営上のリスク

a. 取得申込の受付および交換請求の受付の停止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付および交換請求の受付を停止する場合があります。この場合、すでに受け付けた受益権の取得申込または交換請求の取消を行う場合があります。

b. ファンドの繰上償還

ファンドは、以下に該当することとなった場合は、受託会社と合意の上、信託を終了させます。

(a) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

(b) 対象指数が廃止された場合

(c) 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って行う信託約款の変更が書面決議により否決された場合

また、ファンドは交換により受益権の口数が20万口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があり、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

当ファンド（上場投資信託証券に投資を行う場合は当該上場投資信託証券を含む。（以下「当ファンド等」といいます。））に関連する法域（当ファンド等の発行国、上場地域、販売地域もしくは投資対象地域、取引市場の属する法域、デリバティブ取引の取引契約または取引相手が属する法域他）の税法の変更は、当該法域における当ファンド等の納税申告区分に影響を与え、当ファンド等の運用成果に影響を与えます。具体的には、法令変更もしくは法令解釈の変更等により、投資収益への源泉徴収税その他の課税額の増加、当初予定された税還付が受けられなくなる、その他事情に伴い、当ファンド等の純資産価額が減少する可能性があります。

当ファンド等では、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）を遵守すべく所要の対応が行われています。ただし、必ずしもFATCAが常に遵守されることを保証するものではなく、対応に不備等が認められた場合は、米国資産に係る投資収益に対して30%の源泉徴収税が課され、それに伴い当ファンド等が損失を被る可能性があります。

d. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

e. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

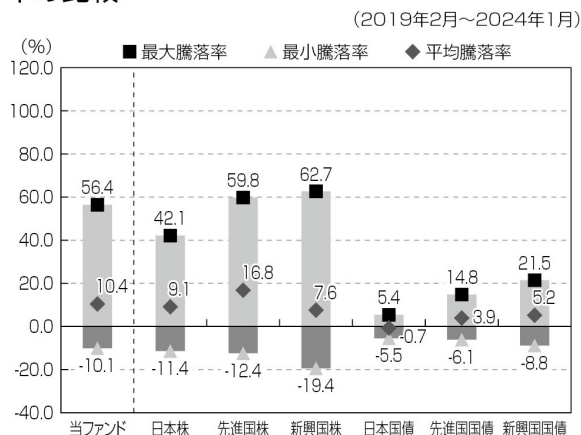
分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株…………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株…………… MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
- 日本国債…………… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債…………… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債…………… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記グラフは過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

指定参加者は、当該指定参加者が定める申込手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。

詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

申込手数料は、取得時の商品説明、取得に関する事務手続き等の役務の対価として取得時にお支払いいただくものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

指定参加者は、投資者が交換を行うときおよび受益権の買取を行うときは、当該投資者から、指定参加者が独自に定める手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

交換（買取）時手数料は、交換または買取に関する事務手続き等の役務の対価として交換時または買取時にお支払いいただくものです。

(3) 【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.0495%（税抜0.045%）以内の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

| | 信託報酬の配分 | | 役務の内容 |
|----------|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 委託会社 | 純資産総額が 1兆円以下の部分 | 年0.033% (税抜0.03%) | ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等 |
| | 1兆円超 2兆円以下の部分 | 年0.03025% (税抜0.0275%) | |
| | 2兆円超 5兆円以下の部分 | 年0.0275% (税抜0.025%) | |
| | 5兆円超 10兆円以下の部分 | 年0.02475% (税抜0.0225%) | |
| | 10兆円超の部分 | 年0.022% (税抜0.02%) | |
| 受託会社 | 純資産総額が 1兆円以下の部分 | 年0.0165% (税抜0.015%) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |
| | 1兆円超 2兆円以下の部分 | 年0.01375% (税抜0.0125%) | |
| | 2兆円超 5兆円以下の部分 | 年0.011% (税抜0.01%) | |
| | 5兆円超 10兆円以下の部分 | | |
| 10兆円超の部分 | 年0.0099% (税抜0.009%) | | |

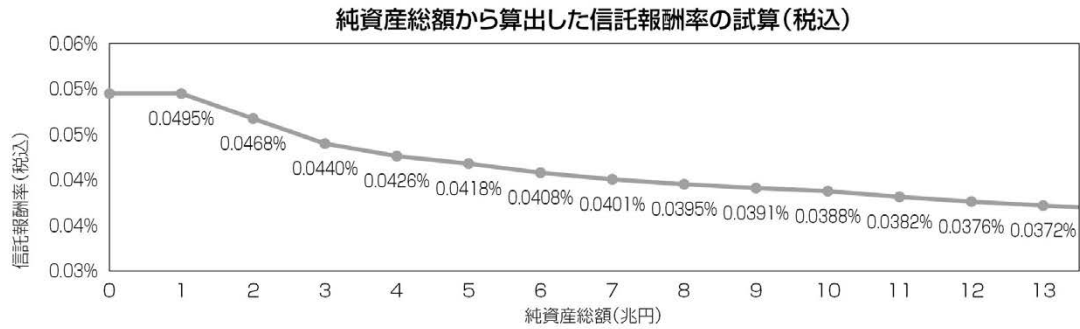
上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

純資産総額に応じた段階料率について

信託報酬率は純資産総額に応じた段階料率を採用しております。

| 純資産総額 | 1兆円以下の部分 | 1兆円超 2兆円以下の部分 | 2兆円超 5兆円以下の部分 | 5兆円超 10兆円以下の部分 | 10兆円超の部分 |
|------------------|----------|------------------|------------------|-------------------|----------|
| 信託報酬率 (税込、年率) | 0.0495% | 0.044% | 0.0385% | 0.03575% | 0.0319% |

よって、純資産総額の増加に伴い、信託報酬率は低下します。



計算式は下記の通りです。

| 純資産総額 | 純資産総額から算出する信託報酬率の計算式 |
|-------------------|---|
| 1兆円以下の場合 | 0.0495% |
| 1兆円超 2兆円以下の場合 | $\frac{1 \text{兆円} \times 0.0495\% + (\text{純資産総額} - 1 \text{兆円}) \times 0.044\%}{\text{純資産総額}}$ |
| 2兆円超 5兆円以下の場合 | $\frac{1 \text{兆円} \times 0.0495\% + (2 \text{兆円} - 1 \text{兆円}) \times 0.044\% + (\text{純資産総額} - 2 \text{兆円}) \times 0.0385\%}{\text{純資産総額}}$ |
| 5兆円超 10兆円以下の場合 | $\frac{1 \text{兆円} \times 0.0495\% + (2 \text{兆円} - 1 \text{兆円}) \times 0.044\% + (5 \text{兆円} - 2 \text{兆円}) \times 0.0385\% + (\text{純資産総額} - 5 \text{兆円}) \times 0.03575\%}{\text{純資産総額}}$ |
| 10兆円超の場合 | $\frac{1 \text{兆円} \times 0.0495\% + (2 \text{兆円} - 1 \text{兆円}) \times 0.044\% + (5 \text{兆円} - 2 \text{兆円}) \times 0.0385\% + (10 \text{兆円} - 5 \text{兆円}) \times 0.03575\% + (\text{純資産総額} - 10 \text{兆円}) \times 0.0319\%}{\text{純資産総額}}$ |

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中より支弁されます。
- ② 信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引等に要する費用は、その都度、信託財産中より支弁されます。
- ③ 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。
- ④ 下記の費用は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 上場に係る費用
 2. 対象指数の商標の使用料委託会社は、年0.044%（税抜0.040%）を上限とする、上記の費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する額を、上記の費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。費用および費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁されます。
- ⑤ 取得申込の際に、指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が対象指数構成銘柄に含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。以下、⑥および⑦において同じ。）を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。
- ⑥ 取得申込の対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込に応じて受益証券の受渡しが行われることとなる株式（以下「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。
- ⑦ 交換の際に交換請求を行った指定参加者もしくは交換請求者が対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合に、指定参加者または交換請求者が受取る受益権の時価評価額は、委託会社が別に定める金額を、当該株式を当該指定参加者もしくは交換請求者に代わり売却する際の経費として控除したものとなります。
- ⑧ 株式の貸付を行った場合はその都度、ファンドの収益となる品貸料に50%以内を乗じて得た額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

※その他の費用・手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

a. 受益権の売却時

原則として、譲渡益につき20.315% (所得税15.315%、地方税5%)の税率が適用となる「申告分離課税」の取扱いとなります。源泉徴収選択口座においては申告が不要となる特例があります。

b. 収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に20.315% (所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が適用となります。確定申告を行い申告分離課税または総合課税を選択することも可能です。総合課税を選択した場合、配当控除が適用され、株式の配当金と同様に扱われます。

c. 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、委託会社までお問い合わせください。

d. 譲渡損失と収益分配金との間の損益通算

売却時および交換時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、第一種金融商品取引業者で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、第一種金融商品取引業者により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

a. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

b. 収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に15.315% (所得税15.315%)の税率による源泉徴収が適用となります。収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

c. 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、委託会社までお問い合わせください。

※上記は2024年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税制優遇を含めた税金の各種取扱いは、個々の投資者の状況によって異なり、上記の内容はその完全性・網羅性を保証するものではありません。当ファンドの投資者に適用される税務の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2024年1月末現在のものです。

「iシェアーズ・コア 日経225 ETF」

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 金額 (円) | 投資比率 (%) |
|------------------------|-------------------|----------|
| 株式 | 1,318,503,571,100 | 99.38 |
| 内 日本 | 1,318,503,571,100 | 99.38 |
| コール・ローン、その他の資産 (負債控除後) | 8,275,258,495 | 0.62 |
| 純資産総額 | 1,326,778,829,595 | 100.00 |

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

| | 銘柄 | 国/ 地域 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資 比率 (%) |
|----|-----------------|----------|--------|-----------|------------------------------|--|------------------------------|--|-----------------|
| | | | | | 単価(円) 金額(円) | | 単価(円) 金額(円) | | |
| 1 | ファーストリテイリング | 日本 | 小売業 | 3,630,000 | 34,194.62 124,126,503,420 | | 39,740.00 144,256,200,000 | | 10.87 |
| 2 | 東京エレクトロン | 日本 | 電気機器 | 3,630,000 | 21,401.21 77,686,425,090 | | 27,865.00 101,149,950,000 | | 7.62 |
| 3 | アドバンテスト | 日本 | 電気機器 | 9,680,000 | 4,613.02 44,654,043,100 | | 5,823.00 56,366,640,000 | | 4.25 |
| 4 | ソフトバンクグループ | 日本 | 情報・通信業 | 7,260,000 | 6,677.72 48,480,293,280 | | 6,460.00 46,899,600,000 | | 3.53 |
| 5 | KDDI | 日本 | 情報・通信業 | 7,260,000 | 4,242.46 30,800,325,120 | | 4,897.00 35,552,220,000 | | 2.68 |
| 6 | 信越化学工業 | 日本 | 化学 | 6,050,000 | 4,695.43 28,407,408,450 | | 5,875.00 35,543,750,000 | | 2.68 |
| 7 | ダイキン工業 | 日本 | 機械 | 1,210,000 | 24,645.68 29,821,274,470 | | 23,885.00 28,900,850,000 | | 2.18 |
| 8 | TDK | 日本 | 電気機器 | 3,630,000 | 5,317.24 19,301,605,380 | | 7,442.00 27,014,460,000 | | 2.04 |
| 9 | ファナック | 日本 | 電気機器 | 6,050,000 | 4,127.40 24,970,819,750 | | 4,117.00 24,907,850,000 | | 1.88 |
| 10 | テルモ | 日本 | 精密機器 | 4,840,000 | 4,446.27 21,519,964,920 | | 5,031.00 24,350,040,000 | | 1.84 |
| 11 | リクルートホールディングス | 日本 | サービス業 | 3,630,000 | 4,979.44 18,075,377,310 | | 5,927.00 21,515,010,000 | | 1.62 |
| 12 | 京セラ | 日本 | 電気機器 | 9,680,000 | 1,874.11 18,141,460,760 | | 2,182.50 21,126,600,000 | | 1.59 |
| 13 | 中外製薬 | 日本 | 医薬品 | 3,630,000 | 4,432.28 16,089,209,400 | | 5,347.00 19,409,610,000 | | 1.46 |
| 14 | レーザーテック | 日本 | 電気機器 | 484,000 | 25,051.36 12,124,862,163 | | 39,780.00 19,253,520,000 | | 1.45 |
| 15 | トヨタ自動車 | 日本 | 輸送用機器 | 6,050,000 | 2,466.93 14,924,937,900 | | 3,000.00 18,150,000,000 | | 1.37 |
| 16 | ソニーグループ | 日本 | 電気機器 | 1,210,000 | 13,010.32 15,742,494,520 | | 14,695.00 17,780,950,000 | | 1.34 |
| 17 | 第一三共 | 日本 | 医薬品 | 3,630,000 | 4,276.85 15,524,982,840 | | 4,423.00 16,055,490,000 | | 1.21 |
| 18 | 日東電工 | 日本 | 化学 | 1,210,000 | 9,963.96 12,056,398,420 | | 12,310.00 14,895,100,000 | | 1.12 |
| 19 | セコム | 日本 | サービス業 | 1,210,000 | 9,811.26 11,871,631,760 | | 10,720.00 12,971,200,000 | | 0.98 |
| 20 | NTTデータグループ | 日本 | 情報・通信業 | 6,050,000 | 1,863.29 11,272,925,050 | | 2,140.50 12,950,025,000 | | 0.98 |
| 21 | 本田技研工業 | 日本 | 輸送用機器 | 7,260,000 | 1,496.33 10,863,398,120 | | 1,675.50 12,164,130,000 | | 0.92 |
| 22 | 豊田通商 | 日本 | 卸売業 | 1,210,000 | 8,558.95 10,356,335,970 | | 9,786.00 11,841,060,000 | | 0.89 |
| 23 | バンダイナムコホールディングス | 日本 | その他製品 | 3,630,000 | 3,308.04 12,008,203,140 | | 3,215.00 11,670,450,000 | | 0.88 |
| 24 | HOYA | 日本 | 精密機器 | 605,000 | 16,498.03 9,981,312,415 | | 18,945.00 11,461,725,000 | | 0.86 |
| 25 | 富士フイルムホールディングス | 日本 | 化学 | 1,210,000 | 8,139.46 9,848,754,400 | | 9,410.00 11,386,100,000 | | 0.86 |
| 26 | デンソー | 日本 | 輸送用機器 | 4,840,000 | 2,423.64 11,730,438,050 | | 2,341.00 11,330,440,000 | | 0.85 |

| | 銘柄 | 国／ 地域 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資 比率 (%) |
|----|---------|----------|--------|-----------|----------------------------|----------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| | | | | | 単価(円) 金額(円) | 単価(円) 金額(円) | 単価(円) 金額(円) | 単価(円) 金額(円) | |
| 27 | キッコーマン | 日本 | 食料品 | 1,210,000 | 8,053.47 9,744,701,210 | 9,141.00 11,060,610,000 | | | 0.83 |
| 28 | コナミグループ | 日本 | 情報・通信業 | 1,210,000 | 8,108.91 9,811,789,580 | 9,126.00 11,042,460,000 | | | 0.83 |
| 29 | オリンパス | 日本 | 精密機器 | 4,840,000 | 2,204.15 10,668,099,280 | 2,200.00 10,648,000,000 | | | 0.80 |
| 30 | アステラス製薬 | 日本 | 医薬品 | 6,050,000 | 2,106.62 12,745,089,850 | 1,725.00 10,436,250,000 | | | 0.79 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

b. 種類別および業種別投資比率

| 種類 | 業種 | 投資比率 (%) |
|-------|------------|----------|
| 株式 | 水産・農林業 | 0.07 |
| | 鉱業 | 0.07 |
| | 建設業 | 1.65 |
| | 食料品 | 3.39 |
| | 繊維製品 | 0.09 |
| | パルプ・紙 | 0.07 |
| | 化学 | 6.76 |
| | 医薬品 | 5.93 |
| | 石油・石炭製品 | 0.20 |
| | ゴム製品 | 0.75 |
| | ガラス・土石製品 | 0.70 |
| | 鉄鋼 | 0.09 |
| | 非鉄金属 | 0.66 |
| | 金属製品 | 0.02 |
| | 機械 | 4.82 |
| | 電気機器 | 27.00 |
| | 輸送用機器 | 4.67 |
| | 精密機器 | 3.73 |
| | その他製品 | 2.32 |
| | 電気・ガス業 | 0.16 |
| | 陸運業 | 1.25 |
| | 海運業 | 0.48 |
| | 空運業 | 0.29 |
| | 倉庫・運輸関連業 | 0.21 |
| | 情報・通信業 | 9.86 |
| | 卸売業 | 3.34 |
| | 小売業 | 12.79 |
| | 銀行業 | 0.67 |
| | 証券、商品先物取引業 | 0.17 |
| | 保険業 | 0.92 |
| | その他金融業 | 0.81 |
| 不動産業 | 1.15 | |
| サービス業 | 4.27 | |
| 合計 | | 99.38 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

| 種類 | 地域 | 取引所 | 資産名 | 買建/ 売建 | 数量 | 帳簿価額 (円) | 時価評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|----|-----------|---------------------|-----------|-----|---------------|---------------|-----------------|
| 株価指数先物取引 | 日本 | 大阪 取引所 | 日経225先物 2024年3月限 | 買建 | 235 | 7,761,794,651 | 8,546,950,000 | 0.64 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2024年1月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 計算期間末 または各月末 | 純資産総額 | | 基準価額 | | 市場価格 (円) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|---------|---------|----------|
| | 分配落 (円) | 分配付 (円) | 分配落 (円) | 分配付 (円) | |
| 第13期計算期間 (2014年8月9日) | 104,190,530,356 | 105,209,860,368 | 15,069 | 15,216 | 15,150 |
| 第14期計算期間 (2015年2月9日) | 133,554,119,032 | 134,393,261,122 | 18,067 | 18,181 | 18,040 |
| 第15期計算期間 (2015年8月9日) | 200,286,835,848 | 201,498,639,000 | 21,172 | 21,300 | 21,170 |
| 第16期計算期間 (2016年2月9日) | 266,616,622,935 | 268,170,470,391 | 16,472 | 16,568 | 16,500 |
| 第17期計算期間 (2016年8月9日) | 208,769,775,153 | 211,306,525,889 | 17,118 | 17,326 | 17,120 |
| 第18期計算期間 (2017年2月9日) | 365,625,533,100 | 367,893,579,900 | 19,345 | 19,465 | 19,340 |
| 第19期計算期間 (2017年8月9日) | 377,665,594,798 | 381,051,216,450 | 20,191 | 20,372 | 20,200 |
| 第20期計算期間 (2018年2月9日) | 444,256,837,200 | 447,565,734,592 | 21,885 | 22,048 | 21,890 |
| 第21期計算期間 (2018年8月9日) | 492,749,758,435 | 496,686,451,135 | 23,156 | 23,341 | 23,160 |
| 第22期計算期間 (2019年2月9日) | 684,404,968,131 | 689,488,054,251 | 20,870 | 21,025 | 20,880 |
| 第23期計算期間 (2019年8月9日) | 566,315,878,337 | 573,263,772,797 | 21,192 | 21,452 | 21,190 |
| 第24期計算期間 (2020年2月9日) | 754,945,799,927 | 760,719,989,480 | 24,449 | 24,636 | 24,440 |
| 第25期計算期間 (2020年8月9日) | 598,723,950,738 | 604,046,117,346 | 22,949 | 23,153 | 22,930 |
| 第26期計算期間 (2021年2月9日) | 848,749,340,311 | 853,246,405,674 | 30,386 | 30,547 | 30,400 |
| 第27期計算期間 (2021年8月9日) | 858,396,684,922 | 864,929,618,670 | 28,644 | 28,862 | 28,660 |
| 第28期計算期間 (2022年2月9日) | 887,886,125,593 | 894,765,123,873 | 28,396 | 28,616 | 28,390 |
| 第29期計算期間 (2022年8月9日) | 905,219,836,060 | 914,479,928,245 | 28,838 | 29,133 | 28,835 |
| 第30期計算期間 (2023年2月9日) | 944,668,194,390 | 953,804,300,490 | 28,435 | 28,710 | 28,435 |
| 第31期計算期間 (2023年8月9日) | 1,137,542,339,887 | 1,148,145,505,177 | 33,258 | 33,568 | 33,270 |
| 第32期計算期間 (2024年2月9日) | 1,338,698,703,035 | 1,349,118,871,409 | 38,156 | 38,453 | 38,190 |
| 2023年1月末現在 | 946,520,468,902 | — | 28,443 | — | 28,420 |
| 2023年2月末現在 | 936,432,930,122 | — | 28,308 | — | 28,295 |
| 2023年3月末現在 | 960,625,053,414 | — | 29,189 | — | 29,195 |
| 2023年4月末現在 | 969,031,207,304 | — | 30,039 | — | 30,050 |
| 2023年5月末現在 | 1,004,046,923,092 | — | 32,163 | — | 32,160 |
| 2023年6月末現在 | 1,135,041,534,850 | — | 34,594 | — | 34,630 |
| 2023年7月末現在 | 1,167,928,191,108 | — | 34,577 | — | 34,590 |
| 2023年8月末現在 | 1,183,699,543,100 | — | 33,705 | — | 33,720 |
| 2023年9月末現在 | 1,144,410,670,269 | — | 33,149 | — | 33,160 |
| 2023年10月末現在 | 1,120,633,780,663 | — | 32,110 | — | 32,150 |
| 2023年11月末現在 | 1,160,882,756,112 | — | 34,847 | — | 34,810 |
| 2023年12月末現在 | 1,190,073,968,438 | — | 34,875 | — | 34,810 |
| 2024年1月末現在 | 1,326,778,829,595 | — | 37,817 | — | 37,890 |

(注) 市場価格とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値が見つからない場合には、直近日の終値を記載しています。

②【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金 (円) |
|----------|---------------|
| 第13期計算期間 | 147 |
| 第14期計算期間 | 114 |
| 第15期計算期間 | 128 |
| 第16期計算期間 | 96 |
| 第17期計算期間 | 208 |
| 第18期計算期間 | 120 |
| 第19期計算期間 | 181 |
| 第20期計算期間 | 163 |
| 第21期計算期間 | 185 |
| 第22期計算期間 | 155 |
| 第23期計算期間 | 260 |
| 第24期計算期間 | 187 |
| 第25期計算期間 | 204 |
| 第26期計算期間 | 161 |
| 第27期計算期間 | 218 |
| 第28期計算期間 | 220 |
| 第29期計算期間 | 295 |
| 第30期計算期間 | 275 |
| 第31期計算期間 | 310 |
| 第32期計算期間 | 297 |

③【収益率の推移】

| | 基準価額の収益率の推移 | 市場価格の収益率の推移 |
|----------|-------------|-------------|
| | 収益率 (%) | 収益率 (%) |
| 第13期計算期間 | 10.1 | 9.5 |
| 第14期計算期間 | 20.7 | 19.1 |
| 第15期計算期間 | 17.9 | 17.4 |
| 第16期計算期間 | △21.7 | △22.1 |
| 第17期計算期間 | 5.2 | 3.8 |
| 第18期計算期間 | 13.7 | 13.0 |
| 第19期計算期間 | 5.3 | 4.4 |
| 第20期計算期間 | 9.2 | 8.4 |
| 第21期計算期間 | 6.7 | 5.8 |
| 第22期計算期間 | △9.2 | △9.8 |
| 第23期計算期間 | 2.8 | 1.5 |
| 第24期計算期間 | 16.3 | 15.3 |
| 第25期計算期間 | △5.3 | △6.2 |
| 第26期計算期間 | 33.1 | 32.6 |
| 第27期計算期間 | △5.0 | △5.7 |
| 第28期計算期間 | △0.1 | △0.9 |
| 第29期計算期間 | 2.6 | 1.6 |
| 第30期計算期間 | △0.4 | △1.4 |
| 第31期計算期間 | 18.1 | 17.0 |
| 第32期計算期間 | 15.6 | 14.8 |

(注1) 各計算期間の基準価額の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(注2) 各計算期間の市場価格の収益率は、計算期間末の市場価格から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価格（以下「前期末市場価格」といいます。）を控除した額を、前期末市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 間 | 設定口数 (口) | 解約口数 (口) |
|----------|------------|------------|
| 第13期計算期間 | 6,060,300 | 1,940,143 |
| 第14期計算期間 | 4,603,090 | 4,125,551 |
| 第15期計算期間 | 5,235,460 | 3,167,392 |
| 第16期計算期間 | 11,399,320 | 4,673,439 |
| 第17期計算期間 | 11,474,650 | 15,464,644 |
| 第18期計算期間 | 16,097,200 | 9,392,727 |
| 第19期計算期間 | 5,825,500 | 6,020,798 |
| 第20期計算期間 | 9,054,350 | 7,459,458 |
| 第21期計算期間 | 18,857,650 | 17,878,214 |
| 第22期計算期間 | 20,822,600 | 9,307,916 |
| 第23期計算期間 | 15,468,940 | 21,540,373 |
| 第24期計算期間 | 14,359,600 | 10,204,252 |
| 第25期計算期間 | 8,778,160 | 13,567,127 |
| 第26期計算期間 | 10,028,770 | 8,185,739 |
| 第27期計算期間 | 8,386,430 | 6,350,927 |
| 第28期計算期間 | 13,157,250 | 11,856,662 |
| 第29期計算期間 | 6,228,470 | 6,106,501 |
| 第30期計算期間 | 4,842,960 | 3,010,899 |
| 第31期計算期間 | 7,752,380 | 6,770,825 |
| 第32期計算期間 | 9,562,860 | 8,681,877 |

運用実績

2024年1月末現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。グラフ上のベンチマークについては、グラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出しています。

分配の推移

| 設定来累計 | | 4,907円 |
|-------|---------|--------|
| 第27期 | 2021年8月 | 218円 |
| 第28期 | 2022年2月 | 220円 |
| 第29期 | 2022年8月 | 295円 |
| 第30期 | 2023年2月 | 275円 |
| 第31期 | 2023年8月 | 310円 |

※分配金は税引前、1口当たり

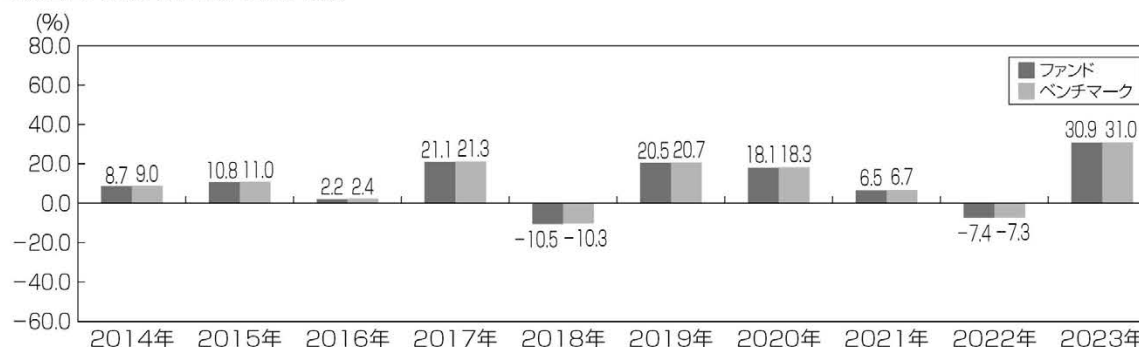
主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

| | 銘柄名 | 業種 | 比率 |
|----|-------------|--------|------|
| 1 | ファーストリテイリング | 小売業 | 10.9 |
| 2 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 7.6 |
| 3 | アドバンテスト | 電気機器 | 4.2 |
| 4 | ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 3.5 |
| 5 | KDDI | 情報・通信業 | 2.7 |
| 6 | 信越化学 | 化学 | 2.7 |
| 7 | ダイキン工業 | 機械 | 2.2 |
| 8 | TDK | 電気機器 | 2.0 |
| 9 | ファナック | 電気機器 | 1.9 |
| 10 | テルモ | 精密機器 | 1.8 |

年間収益率の推移

※ファンドの年間騰落率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しております。
 ※過去10年間の年間収益率の推移です。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

申込期間中の毎営業日に、受益権の募集が行われます。指定参加者は、受益権の取得申込を受付けます。指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4110（受付時間 営業日の9：00～17：00）
ホームページ：www.blackrock.com/jp/

(2) 委託会社は、1クリエーション・ユニット相当の口数を取得するために必要な株式として委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭を、PCFとして、取得申込受付日の前営業日に指定参加者に提示します。

(3) 指定参加者は、受益権の取得申込を取次ぐことができ、指定参加者が取得申込を取次ぐ投資者にPCFを提示します。

(4) 受益権の取得申込の受付

委託会社は、取得申込受付日の午後3時*までに委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で1クリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込を受付けます。

* 2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに指定参加者が受け付けたものを当日の申込分とする予定です。なお、指定参加者によっては異なる場合がありますので、お申込みの指定参加者にお問い合わせください。

(5) 受益権の申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。なお、指定参加者は申込手数料（消費税等相当額を含む。）を徴収することができるものとします。当該申込手数料は、指定参加者が収受するものとします。

(6) (4)の規定にかかわらず、委託会社は、次の①から⑦の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

- ① 計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
- ② 委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ③ 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
- ④ 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間
- ⑤ 対象指数構成銘柄の売買停止日
- ⑥ このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- ⑦ 上記①から⑥のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

(7) (2)に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者はこれに代えて当該株式に相当する金銭、およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。以下、(9)において同じ。）をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、(2)に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。

(8) (7)に該当する場合には、指定参加者は、委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。この通知が取得申込の際に行われなかった場合において、信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加

者がすべての責を負うものとします。

- (9) 委託会社は、(2)に規定する各銘柄の株式に、配当落ち銘柄等が含まれる場合は、取得申込に係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込に応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に取得申込に係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額を徴することができるものとします。
- (10) 取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるPCFの委託会社への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申し込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。
- (11) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により(6)の規定にかかわらず、受益権の取得申込の受付の停止およびすでに受付けた取得申込の取消、またはその両方を行うことができます。
- (12) 指定参加者および取得申込者は取得申込日の午後3時以降*はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の午後3時*までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。
- * 2024年11月5日以降は、原則として、取得申込の取り消しは午後3時30分以降できなくなる予定です。ただし、指定参加者および取得申込者が、原則として、取得申込日の午後3時30分までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができる予定です。なお、指定参加者によっては異なる場合がありますので、お申込みの指定参加者にお問い合わせください。
- (13) 指定参加者は、取得申込受付日から起算して3営業日目（以下「引渡期限」といいます。）までに当該取得申込に必要な株式および金銭を受託会社に引渡すものとします。
- (14) 委託会社は、受託会社が(13)に規定する株式の引渡しを受けたことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて投資者に受益権を交付するものとします。
- (15) 委託会社は、指定参加者が受託会社に引渡そうとする株式の評価額が取得申込に係る1クリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。
- (16) 指定参加者は、指定参加者もしくは取得申込者が委託会社に引渡すべき取得時のクリエーション・ユニットを構成する各銘柄および金銭の全部または一部の引渡し（以下「全部または一部の引渡し」といいます。）を引渡期限までに行うことが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとします。
- (17) 委託会社は、(16)の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に全部または一部の引渡しができない

と判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込の取消を行うことができます。

(18) (17)において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

2【換金（解約）手続等】

(1) 信託の一部解約

投資者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(2) 受益権と信託財産に属する株式との交換

a. 指定参加者および一定口数以上の交換請求を行う投資者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託会社または指定参加者に対し、交換請求受付日の午後3時*までに、1クリエイション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその信託財産に属する株式のうち、当該受益権の価額に相当する株式との交換を請求することができます。

* 2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに指定参加者が受け付けたものを当日の申込分とする予定です。なお、指定参加者によっては異なる場合がありますので、お申込みの指定参加者にお問い合わせください。

b. 委託会社は、PCFを交換請求受付日の前営業日に指定参加者に提示します。

c. 指定参加者は、交換請求を取次ぎ、交換請求者にPCFを提示します。

d. 委託会社は、次の1. から7. の期日および期間については、交換請求に応じない場合があります。この場合、PCFは提示しません。

1. 計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
2. 委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
4. 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間
5. 対象指数構成銘柄の売買停止日
6. このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
7. 1. から6. のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

e. 交換時の受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。当該基準価額の算出方法、算出頻度については「第3 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1)資産の評価」をご覧ください。指定参加者は個別に定める取次ぎ手数料（消費税等相当額を含む。）を徴することができるものとします。

f. a. の交換の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、1. に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、指定参加者が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続を行います。

g. 受託会社は、1. の委託会社の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよびv. に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。

h. 委託会社は、交換しようとする株式の評価額が交換請求に係る1クリエイション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエイション・ユニットを調整することとします。

- i. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行うことができます。
- j. i. の規定により、交換請求の受付を中止したときは、当該受付中止以前に受け、かつ、委託会社が受付の取消を行わない場合の交換の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受けたものとして、e. の規定に準じて計算されたものとします。
- k. 指定参加者および交換請求者は交換請求日の午後3時以降*はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の午後3時*までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。
- * 2024年11月5日以降は、交換請求の取り消しは原則として、午後3時30分以降できなくなる予定です。ただし、指定参加者および交換請求者が、原則として、交換請求日の午後3時30分までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができる予定です。なお、指定参加者によっては異なる場合がありますので、お申込みの指定参加者にお問い合わせください。
- l. 指定参加者および交換請求者が1クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって委託会社または指定参加者に提示してa. の請求を行い、委託会社はその請求を受け付けた場合には、委託会社は、当該請求に係る受益権と、当該受益権の価額に相当する株式との交換を行うよう受託会社に指図します。
- m. 交換の請求を行った指定参加者および交換請求者が、対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社である場合には、交換必要口数から、当該発行会社の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって得た時価から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更する為の取引に係る経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。）を控除した額とします。
- n. a. の投資者が取得できる個別銘柄の株式に、配当落ち銘柄等が含まれる場合は、委託会社はa. の規定にかかわらず、交換に係る株式のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、e. の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）にa. の投資者が取得できる個別銘柄の株式に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。
- o. 指定参加者および交換請求者は、委託会社の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行うものとします。受託会社は、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行うものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、f. の交換の請求を受け付けた指定参加者が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行うものとします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行います。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行われます。
- p. m. に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行う際に委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。

- q. p. の通知が交換の請求の際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。
- r. 指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託会社の指定する期限までに振替機関に受け付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとします。
- s. 委託会社は、r. の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受け付けた交換請求を取り消すことができます。
- t. s. において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。
- u. 委託会社は、指定参加者または交換請求者が抹消すべき振替受益権の振替口座からの抹消が完了したことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて交換請求者に株式を交付するものとします。
- v. 委託会社は交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(3) 受益権の買取り（買取請求制）

- a. 指定参加者は、次の1. と2. に該当する場合で、投資者の請求があるときは、買取請求受付日の午後3時*までに受け付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
- * 2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに指定参加者が受け付けたものを当日の申込分とする予定です。なお、指定参加者によっては異なる場合がありますので、お申込みの指定参加者にお問い合わせください。
- b. 買取価額は、買取請求を受け付けた日の基準価額とします。
- c. 指定参加者は、受益権の買取りを行うときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。
- d. 指定参加者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- e. 受益権の買取りが停止された場合には、投資者は買取り停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、投資者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記に準じて計算されたものとします。

(4) 信託終了時の交換等

- a. 委託会社は、この信託が終了することとなったときは、クリエーション・ユニットの整数倍の受益権を有する投資者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。

- b. a. の交換は、指定参加者の営業所において行うものとします。
- c. a. の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、投資者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- d. 対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である投資者が、c. の定めによって交換する場合には、委託会社は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取することを受託会社に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。
- e. d. の規定により信託財産が買取った受益権については、d. の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。
- f. 指定参加者は、a. による交換を行うときは、当該投資者から指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。
- g. a. の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託会社が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。
- h. 委託会社は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（d. により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託会社は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- i. a. およびc. の規定にかかわらず、次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに、委託会社が信託終了に関して指定する指定参加者が買取りを行うことを原則とします。
1. a. において、投資者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
 2. a. における1クリエーション・ユニットに満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みません。）
- j. i. に規定する指定参加者は、i. の買取りを行うときは、当該指定参加者が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- k. 委託会社が信託終了に関して指定する指定参加者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該指定参加者の自社株式等が含まれる場合には、委託会社は受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額は組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、指定参加者または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4110（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページ：www.blackrock.com/jp/

<有価証券等の評価基準>

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場場で評価します。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、ファンドの繰上償還条項に該当することとなった場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月10日から8月9日まで、および8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託契約の終了

a. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が20万口を下回る事となった場合、その他この信託契約を終了することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

2. 対象指数が廃止された場合

3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が書面決議により否決された場合

なお、1. に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

c. 委託会社は、a. について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

d. c. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

e. c. の書面決議は議決権を行行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

f. c. ～ e. までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c. ～ e. までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

g. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

h. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更 d. 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

i. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

1. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
2. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、a. の事項（a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. b. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. b. の書面決議は議決権を行行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。
- f. b. ～ e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. a. ～ f. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a. ～ f. の規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の終了または信託約款の重大な変更等を行う場合において、書面決議において当該終了または重大な約款変更等に反対した投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「①信託契約の終了 c. 」または「②信託約款の変更 b. 」に規定する書面に付記します。

④ 公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

⑤ 関係法人との契約の更改

受託会社との「証券投資信託契約」に係る契約の有効期間は、信託約款中に定められた信託の終了する日までとなっています。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

指定参加者との「指定参加者契約」は、指定参加者または委託会社に当該契約に定める事由が発生した場合、事前の催告および通知を必要とせず、当該契約を解除することができます。

「信託財産の有価証券貸付に係る指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前的事前通知により）終了させることができます。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託しております。

⑦ 運用報告書の作成

当ファンドは運用報告書の作成・交付はいたしません。

4【受益者の権利等】

投資者（受益者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

a. 収益分配金は、計算期間終了日において氏名もしくは名称、住所もしくは所在地および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所または所在地とします。以下同じ。）、その他受託会社が定める事項（以下「投資者（受益者）氏名等」といいます。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者*」）といたします。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領者とし、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における受益権の所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

*受託会社は、この信託に係る受益者名簿を作成し、投資者（受益者）について、投資者（受益者）氏名等を、受益者名簿に名義登録するものとします。

また、計算期間終了日において、社振法関係法令等、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る投資者（受益者）として、その投資者（受益者）氏名等を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行業社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

b. 投資者は、原則として a. に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して a. の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は a. に規定する登録を受託会社（受託会社が a. において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接行うことができます。

c. b. に規定する名義登録の手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

d. 社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは別に定めるところによります。

e. 収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金領収証等により行うものとします。なお、名義登録受益者が b. に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

f. 受託会社は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

g. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

h. 受託会社は、g. により委託会社に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する投資者に対する支払いにつき、その責に任じません。

i. 投資者が収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 受益権と信託財産に属する株式との交換権

投資者は、一定口数以上の受益権を持って、その持分に相当する信託財産に属する株式と交換することを請求できます。

(3) 受益権の買取請求権

投資者が保有する受益権の口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、投資者は、指定参加者に対して受益権の買取を請求することができます。

(4) 信託終了時の交換請求権および買取請求権

投資者は、信託が終了するときに、持分に応じて交換を請求する権利および買取を請求する権利を有します。投資者が、信託終了時による交換による有価証券および金銭については信託終了日から、買取代金についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。

(5) 帳簿書類の閲覧権または謄写の請求権

投資者は、委託会社に、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期計算期間（2023年8月10日から2024年2月9日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ・コア 日経225 ETFの2023年8月10日から2024年2月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iシェアーズ・コア 日経225 ETFの2024年2月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【iシェアーズ・コア 日経225 ETF】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第31期 (2023年8月9日現在) | 第32期 (2024年2月9日現在) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 4,777,186,715 | 6,519,017,467 |
| 株式 | 1,131,816,470,600 | 1,331,823,456,700 |
| 派生商品評価勘定 | 3,977,861 | 704,672,391 |
| 未収入金 | 10,452,502,516 | 9,074,630,861 |
| 未収配当金 | 1,268,028,700 | 1,932,429,800 |
| その他未収収益 | 13,962,794 | 28,437,228 |
| 前払金 | 33,250,958 | — |
| 差入委託証拠金 | 262,079,999 | 438,564,059 |
| 流動資産合計 | 1,148,627,460,143 | 1,350,521,208,506 |
| 資産合計 | | |
| | 1,148,627,460,143 | 1,350,521,208,506 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 50,478,442 | — |
| 前受金 | — | 900,426,186 |
| 未払金 | 1,072,035 | 1,867,809 |
| 未払収益分配金 | 10,603,165,290 | 10,420,168,374 |
| 未払受託者報酬 | 82,765,191 | 95,413,969 |
| 未払委託者報酬 | 166,165,859 | 193,320,435 |
| その他未払費用 | 181,473,439 | 211,308,698 |
| 流動負債合計 | 11,085,120,256 | 11,822,505,471 |
| 負債合計 | | |
| | 11,085,120,256 | 11,822,505,471 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 356,061,131,190 | 365,232,164,220 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 781,481,208,697 | 973,466,538,815 |
| (分配準備積立金) | 421,078 | 27,175,660 |
| 元本等合計 | 1,137,542,339,887 | 1,338,698,703,035 |
| 純資産合計 | | |
| | 1,137,542,339,887 | 1,338,698,703,035 |
| 負債純資産合計 | | |
| | 1,148,627,460,143 | 1,350,521,208,506 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第31期 (自 2023年2月10日 至 2023年8月9日) | 第32期 (自 2023年8月10日 至 2024年2月9日) |
|-------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 10,938,184,042 | 10,887,623,700 |
| 有価証券売買等損益 | 148,883,245,789 | 169,883,524,243 |
| 派生商品取引等損益 | 2,224,200,871 | 1,477,564,529 |
| その他収益 | 113,118,111 | 76,862,002 |
| 営業収益合計 | 162,158,748,813 | 182,325,574,474 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 82,765,191 | 95,413,969 |
| 委託者報酬 | 166,165,859 | 193,320,435 |
| その他費用 | 199,838,309 | 228,828,342 |
| 営業費用合計 | 448,769,359 | 517,562,746 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 161,709,979,454 | 181,808,011,728 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 161,709,979,454 | 181,808,011,728 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | 161,709,979,454 | 181,808,011,728 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | 598,825,050,750 | 781,481,208,697 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 174,378,493,733 | 231,106,867,374 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 174,378,493,733 | 231,106,867,374 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 142,829,149,950 | 210,509,380,610 |
| 当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 142,829,149,950 | 210,509,380,610 |
| 分配金 | 10,603,165,290 | 10,420,168,374 |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 781,481,208,697 | 973,466,538,815 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価で評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算期間末日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

3 収益及び費用の計上基準

(1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 第31期 (2023年8月9日現在) | 第32期 (2024年2月9日現在) |
|--|-----------------------|-----------------------|
| 1 当該計算期間の末日における 受益権総数 | 34,203,759口 | 35,084,742口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 33,258円 | 38,156円 |
| 3 有価証券の消費貸借契約により 貸し付けた有価証券は次の通り であります。 | | |
| 株式 | 44,660,601,420円 | 42,452,650,160円 |
| 4 有価証券の消費貸借契約の担 保として、消費貸借により有価証 券を受け入れており、当期末に保 有している有価証券は次のとおり であります。 | | |
| 株式 | 3,623,615,392円 | 458,637,365円 |
| 公社債 | 46,441,038,359円 | 45,907,978,093円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分 | 第31期 (自 2023年2月10日 至 2023年8月9日) | 第32期 (自 2023年8月10日 至 2024年2月9日) |
|--------------|---|--|
| 分配金の 計算過程 | A. 当期配当等収益額 11,051,302,153円 B. 分配準備積立金 1,053,574円 C. 配当等収益合計額(A+B) 11,052,355,727円 D. 経費 448,769,359円 E. 収益分配可能額(C-D) 10,603,586,368円 F. 収益分配金 10,603,165,290円 G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F) 421,078円 H. 口数 34,203,759口 I. 一口当たり分配金(F/H×計算口数) 310円 | A. 当期配当等収益額 10,964,485,702円 B. 分配準備積立金 421,078円 C. 配当等収益合計額(A+B) 10,964,906,780円 D. 経費 517,562,746円 E. 収益分配可能額(C-D) 10,447,344,034円 F. 収益分配金 10,420,168,374円 G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F) 27,175,660円 H. 口数 35,084,742口 I. 一口当たり分配金(F/H×計算口数) 297円 |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「有価証券の貸付等におけるリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

| 第31期 (2023年8月9日現在) | 第32期 (2024年2月9日現在) |
|--|--|
| <p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p> | <p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p> |

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 第31期 (2023年8月9日現在) | 第32期 (2024年2月9日現在) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 期首元本額 | 345,843,143,640円 | 356,061,131,190円 |
| 期中追加設定元本額 | 80,702,275,800円 | 99,549,372,600円 |
| 期中一部交換元本額 | 70,484,288,250円 | 90,378,339,570円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第31期 (2023年8月9日現在) | 第32期 (2024年2月9日現在) |
|----|---------------------------|---------------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円) | 当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円) |
| 株式 | 129,865,853,354 | 158,868,540,816 |
| 合計 | 129,865,853,354 | 158,868,540,816 |

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

| 区分 | 種類 | 第31期(2023年8月9日現在) | | | | 第32期(2024年2月9日現在) | | | |
|------|----------------|-------------------|------------------|---------------|-------------|-------------------|------------------|---------------|-------------|
| | | 契約額等 (円) | | 時 価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 (円) | | 時 価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | うち 1年超 (円) | | | | うち 1年超 (円) | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 | 5,523,813,343 | — | 5,477,400,000 | △46,413,343 | 6,193,661,746 | — | 6,898,430,000 | 704,768,254 |
| | 合計 | 5,523,813,343 | — | 5,477,400,000 | △46,413,343 | 6,193,661,746 | — | 6,898,430,000 | 704,768,254 |

(注1)時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2)上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 (円) | | 備考 貸付株式 |
|-----------------|-----------|----------|----------------|------------|
| | | 単価 | 金額 | |
| ニッセイ | 1,202,000 | 908.10 | 1,091,536,200 | |
| I N P E X | 480,800 | 1,995.50 | 959,436,400 | |
| コムシスホールディングス | 1,202,000 | 3,118.00 | 3,747,836,000 | |
| 大成建設 | 240,400 | 4,983.00 | 1,197,913,200 | 14,900 |
| 大林組 | 1,202,000 | 1,390.50 | 1,671,381,000 | |
| 清水建設 | 1,202,000 | 892.40 | 1,072,664,800 | |
| 長谷工コーポレーション | 240,400 | 1,871.50 | 449,908,600 | |
| 鹿島建設 | 601,000 | 2,683.50 | 1,612,783,500 | |
| 大和ハウス工業 | 1,202,000 | 4,335.00 | 5,210,670,000 | |
| 積水ハウス | 1,202,000 | 3,259.00 | 3,917,318,000 | |
| 日揮ホールディングス | 1,202,000 | 1,724.50 | 2,072,849,000 | |
| 日清製粉グループ本社 | 1,202,000 | 2,050.00 | 2,464,100,000 | |
| 明治ホールディングス | 480,800 | 3,412.00 | 1,640,489,600 | |
| 日本ハム | 601,000 | 5,223.00 | 3,139,023,000 | |
| エムスリー | 2,884,800 | 1,972.00 | 5,688,825,600 | 713,000 |
| ディー・エヌ・エー | 360,600 | 1,383.00 | 498,709,800 | 178,100 |
| サッポロホールディングス | 240,400 | 6,675.00 | 1,604,670,000 | 126,000 |
| アサヒグループホールディングス | 1,202,000 | 5,551.00 | 6,672,302,000 | |
| 麒麟ホールディングス | 1,202,000 | 2,157.50 | 2,593,315,000 | |
| 宝ホールディングス | 1,202,000 | 1,243.00 | 1,494,086,000 | 723,100 |
| 双日 | 120,200 | 3,714.00 | 446,422,800 | |
| キッコーマン | 1,202,000 | 9,169.00 | 11,021,138,000 | |
| 味の素 | 1,202,000 | 5,736.00 | 6,894,672,000 | 401,500 |
| ニチレイ | 601,000 | 3,654.00 | 2,196,054,000 | |
| 日本たばこ産業 | 1,202,000 | 3,938.00 | 4,733,476,000 | |
| J. フロント リテイリング | 601,000 | 1,531.50 | 920,431,500 | |
| 三越伊勢丹ホールディングス | 1,202,000 | 2,010.50 | 2,416,621,000 | |
| 東急不動産ホールディングス | 1,202,000 | 968.10 | 1,163,656,200 | |
| セブン&アイ・ホールディングス | 1,202,000 | 6,173.00 | 7,419,946,000 | |
| 帝人 | 240,400 | 1,253.00 | 301,221,200 | |
| 東レ | 1,202,000 | 674.70 | 810,989,400 | |
| クラレ | 1,202,000 | 1,581.00 | 1,900,362,000 | |
| 旭化成 | 1,202,000 | 1,028.50 | 1,236,257,000 | |
| SUMCO | 120,200 | 2,325.50 | 279,525,100 | |
| ネクソン | 2,404,000 | 2,552.00 | 6,135,008,000 | |
| 王子ホールディングス | 1,202,000 | 579.50 | 696,559,000 | 721,200 |
| 日本製紙 | 120,200 | 1,413.00 | 169,842,600 | |
| レゾナック・ホールディングス | 120,200 | 2,956.00 | 355,311,200 | 23,200 |
| 住友化学 | 1,202,000 | 303.00 | 364,206,000 | 678,000 |
| 日産化学 | 1,202,000 | 6,163.00 | 7,407,926,000 | 79,600 |
| 東ソー | 601,000 | 1,918.00 | 1,152,718,000 | |
| トクヤマ | 240,400 | 2,266.00 | 544,746,400 | |
| デンカ | 240,400 | 2,458.00 | 590,903,200 | |
| 信越化学工業 | 6,010,000 | 5,903.00 | 35,477,030,000 | |
| 協和キリン | 1,202,000 | 2,763.00 | 3,321,126,000 | |
| 三井化学 | 240,400 | 3,952.00 | 950,060,800 | 31,900 |
| 三菱ケミカルグループ | 601,000 | 837.60 | 503,397,600 | |
| UBE | 120,200 | 2,510.00 | 301,702,000 | |
| 電通グループ | 1,202,000 | 4,033.00 | 4,847,666,000 | |
| メルカリ | 1,202,000 | 2,435.00 | 2,926,870,000 | 723,200 |
| 花王 | 1,202,000 | 5,626.00 | 6,762,452,000 | |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 貸付株式 |
|-------------------|-----------|-----------|----------------|------------|
| | | 単価 | 金額 | |
| 武田薬品工業 | 1,202,000 | 4,259.00 | 5,119,318,000 | |
| アステラス製薬 | 6,010,000 | 1,615.50 | 9,709,155,000 | |
| 住友ファーマ | 1,202,000 | 361.00 | 433,922,000 | 723,100 |
| 塩野義製薬 | 1,202,000 | 7,252.00 | 8,716,904,000 | 51,900 |
| 中外製薬 | 3,606,000 | 5,451.00 | 19,656,306,000 | |
| エーザイ | 1,202,000 | 6,606.00 | 7,940,412,000 | |
| テルモ | 4,808,000 | 5,439.00 | 26,150,712,000 | |
| 第一三共 | 3,606,000 | 4,638.00 | 16,724,628,000 | |
| 大塚ホールディングス | 1,202,000 | 5,644.00 | 6,784,088,000 | |
| D I C | 120,200 | 2,800.00 | 336,560,000 | 2,400 |
| オリエンタルランド | 1,202,000 | 5,160.00 | 6,202,320,000 | |
| L I N Eヤフー | 480,800 | 438.10 | 210,638,480 | |
| トレンドマイクロ | 1,202,000 | 8,422.00 | 10,123,244,000 | |
| サイバーエージェント | 961,600 | 1,010.00 | 971,216,000 | |
| 楽天グループ | 1,202,000 | 617.50 | 742,235,000 | 717,600 |
| 富士フイルムホールディングス | 1,202,000 | 9,140.00 | 10,986,280,000 | |
| コニカミノルタ | 1,202,000 | 472.90 | 568,425,800 | |
| 資生堂 | 1,202,000 | 4,245.00 | 5,102,490,000 | |
| 出光興産 | 2,404,000 | 821.40 | 1,974,645,600 | |
| E N E O Sホールディングス | 1,202,000 | 624.30 | 750,408,600 | |
| 横浜ゴム | 601,000 | 3,567.00 | 2,143,767,000 | |
| ブリヂストン | 1,202,000 | 6,355.00 | 7,638,710,000 | |
| A G C | 240,400 | 5,277.00 | 1,268,590,800 | |
| 日本電気硝子 | 360,600 | 3,617.00 | 1,304,290,200 | |
| 住友大阪セメント | 120,200 | 3,745.00 | 450,149,000 | 34,200 |
| 太平洋セメント | 120,200 | 3,203.00 | 385,000,600 | |
| 東海カーボン | 1,202,000 | 1,022.50 | 1,229,045,000 | |
| T O T O | 601,000 | 3,755.00 | 2,256,755,000 | 21,100 |
| 日本碍子 | 1,202,000 | 1,881.50 | 2,261,563,000 | |
| 日本製鉄 | 120,200 | 3,557.00 | 427,551,400 | |
| 神戸製鋼所 | 120,200 | 2,054.50 | 246,950,900 | |
| J F Eホールディングス | 120,200 | 2,238.00 | 269,007,600 | |
| 大平洋金属 | 120,200 | 1,336.00 | 160,587,200 | 72,000 |
| 日本製鋼所 | 240,400 | 2,340.00 | 562,536,000 | |
| 三井金属鉱業 | 120,200 | 4,388.00 | 527,437,600 | |
| 三菱マテリアル | 120,200 | 2,694.50 | 323,878,900 | 55,600 |
| 住友金属鉱山 | 601,000 | 4,010.00 | 2,410,010,000 | |
| D O W Aホールディングス | 240,400 | 5,030.00 | 1,209,212,000 | 45,800 |
| 古河電気工業 | 120,200 | 2,878.50 | 345,995,700 | 72,100 |
| 住友電気工業 | 1,202,000 | 2,077.00 | 2,496,554,000 | |
| フジクラ | 1,202,000 | 1,558.00 | 1,872,716,000 | |
| しずおかフィナンシャルグループ | 1,202,000 | 1,383.50 | 1,662,967,000 | |
| リクルートホールディングス | 3,606,000 | 5,887.00 | 21,228,522,000 | |
| オークマ | 240,400 | 7,036.00 | 1,691,454,400 | |
| アマダ | 1,202,000 | 1,557.50 | 1,872,115,000 | |
| 日本郵政 | 1,202,000 | 1,410.00 | 1,694,820,000 | |
| S M C | 120,200 | 81,290.00 | 9,771,058,000 | |
| 小松製作所 | 1,202,000 | 4,288.00 | 5,154,176,000 | |
| 住友重機械工業 | 240,400 | 3,940.00 | 947,176,000 | |
| 日立建機 | 1,202,000 | 4,188.00 | 5,033,976,000 | 78,000 |
| クボタ | 1,202,000 | 2,160.50 | 2,596,921,000 | |
| 荏原製作所 | 240,400 | 9,413.00 | 2,262,885,200 | |
| ダイキン工業 | 1,202,000 | 21,425.00 | 25,752,850,000 | |
| 日本精工 | 1,202,000 | 794.10 | 954,508,200 | |
| N T N | 1,202,000 | 280.60 | 337,281,200 | |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 貸付株式 |
|---------------------|-----------|-----------|----------------|------------|
| | | 単価 | 金額 | |
| ジェイテクト | 1,202,000 | 1,377.50 | 1,655,755,000 | |
| ミネベアミツミ | 1,202,000 | 2,956.50 | 3,553,713,000 | 7,600 |
| 日立製作所 | 240,400 | 12,080.00 | 2,904,032,000 | |
| 三菱電機 | 1,202,000 | 2,092.50 | 2,515,185,000 | |
| 富士電機 | 240,400 | 8,500.00 | 2,043,400,000 | 37,800 |
| 安川電機 | 1,202,000 | 5,409.00 | 6,501,618,000 | |
| ニデック | 961,600 | 5,494.00 | 5,283,030,400 | |
| オムロン | 1,202,000 | 5,368.00 | 6,452,336,000 | 283,500 |
| ジーエス・ユアサ コーポレーション | 240,400 | 2,635.00 | 633,454,000 | |
| 日本電気 | 120,200 | 9,493.00 | 1,141,058,600 | |
| 富士通 | 120,200 | 22,930.00 | 2,756,186,000 | |
| ルネサスエレクトロニクス | 1,202,000 | 2,702.50 | 3,248,405,000 | |
| セイコーエプソン | 2,404,000 | 2,399.50 | 5,768,398,000 | |
| パナソニック ホールディングス | 1,202,000 | 1,406.50 | 1,690,613,000 | |
| シャープ | 1,202,000 | 819.60 | 985,159,200 | 475,100 |
| ソニーグループ | 1,202,000 | 14,235.00 | 17,110,470,000 | |
| TDK | 3,606,000 | 7,795.00 | 28,108,770,000 | |
| アルプスアルパイン | 1,202,000 | 1,082.50 | 1,301,165,000 | 127,800 |
| 横河電機 | 1,202,000 | 3,021.00 | 3,631,242,000 | |
| アドバンテスト | 9,616,000 | 6,547.00 | 62,955,952,000 | |
| キーエンス | 120,200 | 65,730.00 | 7,900,746,000 | |
| デンソー | 4,808,000 | 2,576.00 | 12,385,408,000 | |
| レーザーテック | 480,800 | 40,000.00 | 19,232,000,000 | 256,800 |
| カシオ計算機 | 1,202,000 | 1,171.00 | 1,407,542,000 | |
| ファナック | 6,010,000 | 3,959.00 | 23,793,590,000 | |
| 京セラ | 9,616,000 | 2,125.00 | 20,434,000,000 | |
| 太陽誘電 | 1,202,000 | 3,482.00 | 4,185,364,000 | 543,500 |
| 村田製作所 | 2,884,800 | 3,017.00 | 8,703,441,600 | |
| 日東電工 | 1,202,000 | 12,995.00 | 15,619,990,000 | 52,000 |
| 日立造船 | 240,400 | 1,036.00 | 249,054,400 | |
| 三菱重工業 | 120,200 | 10,225.00 | 1,229,045,000 | |
| 川崎重工業 | 120,200 | 3,601.00 | 432,840,200 | 28,000 |
| I H I | 120,200 | 2,805.00 | 337,161,000 | |
| コンコルディア・フィナンシャルグループ | 1,202,000 | 688.70 | 827,817,400 | |
| 日産自動車 | 1,202,000 | 553.10 | 664,826,200 | |
| いすゞ自動車 | 601,000 | 2,031.00 | 1,220,631,000 | |
| トヨタ自動車 | 6,010,000 | 3,323.00 | 19,971,230,000 | 1,518,300 |
| 日野自動車 | 1,202,000 | 456.10 | 548,232,200 | |
| 三菱自動車工業 | 120,200 | 444.20 | 53,392,840 | |
| マツダ | 240,400 | 1,913.50 | 460,005,400 | |
| 本田技研工業 | 7,212,000 | 1,703.50 | 12,285,642,000 | |
| スズキ | 1,202,000 | 6,631.00 | 7,970,462,000 | 500,600 |
| SUBARU | 1,202,000 | 3,210.00 | 3,858,420,000 | |
| ヤマハ発動機 | 3,606,000 | 1,432.50 | 5,165,595,000 | |
| ニコン | 1,202,000 | 1,429.50 | 1,718,259,000 | |
| オリンパス | 4,808,000 | 2,188.00 | 10,519,904,000 | |
| SCREENホールディングス | 480,800 | 17,140.00 | 8,240,912,000 | |
| HOYA | 601,000 | 17,930.00 | 10,775,930,000 | |
| キヤノン | 1,803,000 | 4,048.00 | 7,298,544,000 | |
| リコー | 1,202,000 | 1,267.00 | 1,522,934,000 | |
| シチズン時計 | 1,202,000 | 973.00 | 1,169,546,000 | |
| バンダイナムコホールディングス | 3,606,000 | 3,054.00 | 11,012,724,000 | |
| TOPPANホールディングス | 601,000 | 3,946.00 | 2,371,546,000 | |
| 大日本印刷 | 601,000 | 4,191.00 | 2,518,791,000 | 5,700 |
| ヤマハ | 1,202,000 | 3,342.00 | 4,017,084,000 | 192,500 |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 貸付株式 |
|---------------------------|------------|-----------|-----------------|------------|
| | | 単価 | 金額 | |
| 任天堂 | 1,202,000 | 8,700.00 | 10,457,400,000 | |
| 伊藤忠商事 | 1,202,000 | 6,572.00 | 7,899,544,000 | 500,000 |
| 丸紅 | 1,202,000 | 2,371.00 | 2,849,942,000 | |
| 豊田通商 | 1,202,000 | 9,207.00 | 11,066,814,000 | |
| 三井物産 | 1,202,000 | 5,862.00 | 7,046,124,000 | |
| 東京エレクトロン | 3,606,000 | 29,755.00 | 107,296,530,000 | |
| 住友商事 | 1,202,000 | 3,323.00 | 3,994,246,000 | |
| 三菱商事 | 3,606,000 | 2,770.00 | 9,988,620,000 | |
| 高島屋 | 601,000 | 2,209.00 | 1,327,609,000 | 34,700 |
| 丸井グループ | 1,202,000 | 2,471.00 | 2,970,142,000 | 71,000 |
| クレディセゾン | 1,202,000 | 2,732.50 | 3,284,465,000 | 73,400 |
| イオン | 1,202,000 | 3,590.00 | 4,315,180,000 | |
| あおぞら銀行 | 120,200 | 2,163.50 | 260,052,700 | 62,300 |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 1,202,000 | 1,386.00 | 1,665,972,000 | |
| りそなホールディングス | 120,200 | 800.00 | 96,160,000 | |
| 三井住友トラスト・ホールディングス | 240,400 | 2,855.00 | 686,342,000 | |
| 三井住友フィナンシャルグループ | 120,200 | 7,565.00 | 909,313,000 | |
| 千葉銀行 | 1,202,000 | 1,079.50 | 1,297,559,000 | |
| ふくおかフィナンシャルグループ | 240,400 | 3,614.00 | 868,805,600 | |
| みずほフィナンシャルグループ | 120,600 | 2,660.50 | 320,856,300 | |
| オリックス | 1,202,000 | 3,010.00 | 3,618,020,000 | |
| 大和証券グループ本社 | 1,202,000 | 1,020.50 | 1,226,641,000 | |
| 野村ホールディングス | 1,203,000 | 803.20 | 966,249,600 | |
| SOMPOホールディングス | 240,400 | 7,748.00 | 1,862,619,200 | |
| 日本取引所グループ | 1,202,000 | 3,562.00 | 4,281,524,000 | |
| MS&ADインシュアランスグループホールディングス | 360,600 | 5,970.00 | 2,152,782,000 | |
| 第一生命ホールディングス | 120,200 | 3,102.00 | 372,860,400 | |
| 東京海上ホールディングス | 1,803,000 | 3,853.00 | 6,946,959,000 | |
| T&Dホールディングス | 240,400 | 2,329.00 | 559,891,600 | |
| 三井不動産 | 1,202,000 | 4,025.00 | 4,838,050,000 | |
| 三菱地所 | 1,202,000 | 2,128.00 | 2,557,856,000 | |
| 東京建物 | 601,000 | 2,226.00 | 1,337,826,000 | |
| 住友不動産 | 1,202,000 | 4,778.00 | 5,743,156,000 | |
| 東武鉄道 | 240,400 | 3,845.00 | 924,338,000 | |
| 東急 | 601,000 | 1,677.50 | 1,008,177,500 | |
| 小田急電鉄 | 601,000 | 2,085.50 | 1,253,385,500 | 103,400 |
| 京王電鉄 | 240,400 | 4,209.00 | 1,011,843,600 | |
| 京成電鉄 | 601,000 | 6,941.00 | 4,171,541,000 | 43,300 |
| 東日本旅客鉄道 | 120,200 | 8,955.00 | 1,076,391,000 | |
| 西日本旅客鉄道 | 120,200 | 6,290.00 | 756,058,000 | |
| 東海旅客鉄道 | 601,000 | 3,713.00 | 2,231,513,000 | |
| ヤマトホールディングス | 1,202,000 | 2,420.50 | 2,909,441,000 | 394,900 |
| 日本郵船 | 360,600 | 4,595.00 | 1,656,957,000 | |
| 商船三井 | 360,600 | 5,000.00 | 1,803,000,000 | |
| 川崎汽船 | 360,600 | 6,534.00 | 2,356,160,400 | |
| NIPPON EXPRESSホールディングス | 120,200 | 8,684.00 | 1,043,816,800 | |
| 日本航空 | 1,202,000 | 2,783.50 | 3,345,767,000 | |
| ANAホールディングス | 120,200 | 3,249.00 | 390,529,800 | 67,800 |
| 三菱倉庫 | 601,000 | 4,462.00 | 2,681,662,000 | 12,200 |
| 日本電信電話 | 12,020,000 | 180.80 | 2,173,216,000 | |
| KDDI | 7,212,000 | 4,467.00 | 32,216,004,000 | |
| ソフトバンク | 1,202,000 | 1,938.50 | 2,330,077,000 | |
| 東京電力ホールディングス | 120,200 | 743.90 | 89,416,780 | |
| 中部電力 | 120,200 | 1,859.50 | 223,511,900 | 64,700 |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額（円） | | 備考 貸付株式 |
|-------------|-------------|-----------|-------------------|------------|
| | | 単価 | 金額 | |
| 関西電力 | 120,200 | 1,875.50 | 225,435,100 | |
| 東京瓦斯 | 240,400 | 3,178.00 | 763,991,200 | |
| 大阪瓦斯 | 240,400 | 3,007.00 | 722,882,800 | |
| 東宝 | 120,200 | 4,602.00 | 553,160,400 | |
| NTTデータグループ | 6,010,000 | 2,178.50 | 13,092,785,000 | |
| セコム | 1,202,000 | 10,640.00 | 12,789,280,000 | |
| コナミグループ | 1,202,000 | 9,257.00 | 11,126,914,000 | 129,800 |
| ニトリホールディングス | 360,600 | 21,240.00 | 7,659,144,000 | |
| ファーストリテイリング | 3,606,000 | 39,710.00 | 143,194,260,000 | |
| ソフトバンクグループ | 7,212,000 | 7,991.00 | 57,631,092,000 | |
| 合計 | 294,852,000 | | 1,331,823,456,700 | |

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2024年1月末現在)

「iシェアーズ・コア 日経225 ETF」

| | |
|-----------------------|--------------------|
| I 資産総額 | 1,358,175,542,085円 |
| II 負債総額 | 31,396,712,490円 |
| III 純資産総額(I - II) | 1,326,778,829,595円 |
| IV 発行済数量 | 35,084,058口 |
| V 1口当たり純資産額(III / IV) | 37,817円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

2 投資者に対する特典

該当事項はありません。

3 受益権の譲渡

(1) 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者が譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3) (1)の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 信託終了時の交換

償還時に受益権と引換えに交換される株式は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において信託財産における交換の計上が行われた受益権に係る投資者を除きます。）に交付します。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付および信託終了時の株式の交換等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 資本金 | 3,120百万円 |
| ② 発行する株式の総数 | 36,000株 |
| ③ 発行済株式の総数 | 15,000株 |
| ④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

投資委員会

- ・投資委員会にて運用に係る投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年1月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

| 種類 | 本数（本） | 純資産総額（百万円） |
|-----------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 199 | 11,982,887 |
| 単位型株式投資信託 | 77 | 502,893 |
| 合計 | 276 | 12,485,780 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月4日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 水野 龍也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実質的責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実質的責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 第36期 (2022年12月31日現在) | 第37期 (2023年12月31日現在) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 18,002 | 19,222 |
| 立替金 | 50 | 42 |
| 前払費用 | 260 | 153 |
| 未収入金 ※2 | 2 | 2 |
| 未収委託者報酬 | 1,751 | 2,178 |
| 未収運用受託報酬 | 2,880 | 2,712 |
| 未収収益 ※2 | 570 | 1,839 |
| 為替予約 | - | 1 |
| その他流動資産 | - | - |
| 流動資産計 | 23,520 | 26,153 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 ※1 | 744 | 500 |
| 器具備品 ※1 | 553 | 432 |
| 有形固定資産計 | 1,297 | 932 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 12 | 12 |
| 無形固定資産計 | 12 | 12 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 39 | 22 |
| 長期差入保証金 | 1,125 | 812 |
| 前払年金費用 | 1,084 | 1,142 |
| 長期前払費用 | 9 | 6 |
| 繰延税金資産 | 898 | 732 |
| 投資その他の資産計 | 3,156 | 2,717 |
| 固定資産計 | 4,465 | 3,662 |
| 資産合計 | 27,986 | 29,815 |

(単位：百万円)

| | 第36期 (2022年12月31日現在) | 第37期 (2023年12月31日現在) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 143 | 144 |
| 未払金 ※2 | | |
| 未払収益分配金 | 4 | 5 |
| 未払償還金 | 70 | 70 |
| 未払手数料 | 421 | 432 |
| その他未払金 | 1,995 | 69 |
| 未払費用 ※2 | 626 | 945 |
| 未払消費税等 | 172 | 192 |
| 未払法人税等 | 384 | 1,472 |
| 為替予約 | 4 | - |
| 前受金 | 276 | 254 |
| 賞与引当金 | 1,778 | 1,902 |
| 役員賞与引当金 | 149 | 146 |
| 早期退職慰労引当金 | 326 | 176 |
| 流動負債計 | 6,355 | 5,814 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 92 | 101 |
| 資産除去債務 | 961 | 963 |
| 固定負債計 | 1,053 | 1,064 |
| 負債合計 | 7,409 | 6,879 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,120 | 3,120 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 3,001 | 3,001 |
| その他資本剰余金 | 3,846 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | 6,847 | 6,847 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 336 | 336 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 10,276 | 12,632 |
| 利益剰余金合計 | 10,612 | 12,968 |
| 株主資本合計 | 20,580 | 22,936 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △3 | △0 |
| 評価・換算差額等合計 | △3 | △0 |
| 純資産合計 | 20,576 | 22,936 |
| 負債・純資産合計 | 27,986 | 29,815 |

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

| | | 第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|------------|----|--|--|
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 6,484 | 6,885 |
| 運用受託報酬 | ※1 | 8,687 | 8,621 |
| その他営業収益 | ※1 | 16,110 | 18,148 |
| 営業収益計 | | 31,281 | 33,655 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | 1,551 | 1,597 |
| 広告宣伝費 | | 188 | 152 |
| 調査費 | | | |
| 調査費 | | 360 | 357 |
| 委託調査費 | ※1 | 4,677 | 4,651 |
| 調査費計 | | 5,037 | 5,009 |
| 委託計算費 | | 106 | 117 |
| 営業雑経費 | | | |
| 通信費 | | 86 | 88 |
| 印刷費 | | 87 | 87 |
| 諸会費 | | 47 | 44 |
| 営業雑経費計 | | 222 | 220 |
| 営業費用計 | | 7,106 | 7,097 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | | |
| 役員報酬 | | 915 | 694 |
| 給料・手当 | | 5,934 | 5,875 |
| 賞与 | | 2,360 | 2,563 |
| 給料計 | | 9,209 | 9,133 |
| 退職給付費用 | | 463 | 489 |
| 福利厚生費 | | 1,109 | 1,185 |
| 事務委託費 | ※1 | 3,699 | 4,562 |
| 交際費 | | 34 | 69 |
| 寄付金 | | 1 | - |
| 旅費交通費 | | 123 | 193 |
| 租税公課 | | 285 | 294 |
| 不動産賃借料 | | 901 | 904 |
| 水道光熱費 | | 76 | 82 |
| 固定資産減価償却費 | | 441 | 473 |
| 資産除去債務利息費用 | | 0 | 2 |
| 事務過誤取引損 | | 3 | 3 |
| 諸経費 | | 431 | 484 |
| 一般管理費計 | | 16,782 | 17,878 |
| 営業利益 | | 7,392 | 8,678 |

(単位：百万円)

| | 第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 為替差益 | 53 | - |
| その他 | 3 | 0 |
| 営業外収益計 | 57 | 0 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券売却損 | 2 | 0 |
| 為替差損 | - | 16 |
| 固定資産除却損 | - | 4 |
| その他 | 0 | 0 |
| 営業外費用計 | 2 | 23 |
| 経常利益 | 7,448 | 8,656 |
| 特別利益 | | |
| 特別利益計 | - | - |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 362 | 203 |
| 特別損失計 | 362 | 203 |
| 税引前当期純利益 | 7,085 | 8,453 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,485 | 2,633 |
| 法人税等調整額 | △5 | 163 |
| 当期純利益 | 4,605 | 5,656 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|--------------------------|-------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|-----------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | | 評価・換算 差額等合計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 2022年1月1日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 9,470 | 9,807 | 19,775 | 3 | 3 | 19,778 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △3,800 | △3,800 | △3,800 | | | △3,800 |
| 当期純利益 | | | | | | 4,605 | 4,605 | 4,605 | | | 4,605 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | | | | △7 | △7 | △7 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 805 | 805 | 805 | △7 | △7 | 798 |
| 2022年12月31日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 10,276 | 10,612 | 20,580 | △3 | △3 | 20,576 |

第37期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|--------------------------|-------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|-----------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | | 評価・換算 差額等合計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 2023年1月1日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 10,276 | 10,612 | 20,580 | △3 | △3 | 20,576 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △3,300 | △3,300 | △3,300 | | | △3,300 |
| 当期純利益 | | | | | | 5,656 | 5,656 | 5,656 | | | 5,656 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | | | | 3 | 3 | 3 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 2,356 | 2,356 | 2,356 | 3 | 3 | 2,359 |
| 2023年12月31日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 12,632 | 12,968 | 22,936 | △0 | △0 | 22,936 |

注 記 事 項

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(グループ通算制度の適用)

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 建物附属設備 | 2,488 百万円 | 2,737 百万円 |
| 器具備品 | 1,662 百万円 | 1,482 百万円 |

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 未収収益 | 186 百万円 | 302 百万円 |
| その他未払金 | 1,982 百万円 | 53 百万円 |
| 未払費用 | 55 百万円 | 52 百万円 |

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 1,000 百万円 | 3,500 百万円 |
| 借入実行残高 | — | — |
| 差引額 | 1,000 百万円 | 3,500 百万円 |

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|---------|---|---|
| 運用受託報酬 | 224 百万円 | 282 百万円 |
| その他営業収益 | 6,692 百万円 | 6,983 百万円 |
| 委託調査費 | 1,869 百万円 | 1,196 百万円 |
| 事務委託費 | 1,351 百万円 | 1,619 百万円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| | 前事業年度期首 | 増加 | 減少 | 前事業年度末 |
|----------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 15,000 | — | — | 15,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|-------------|------------|
| 2022年3月31日 株主総会決議 | 普通株式 | 3,800 | 253,333 | 2021年12月31日 | 2022年3月31日 |

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 15,000 | — | — | 15,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|-------------|------------|
| 2023年3月30日 株主総会決議 | 普通株式 | 3,300 | 220,000 | 2022年12月31日 | 2023年3月31日 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|------|---|---|
| 1年以内 | 726 百万円 | 522 百万円 |
| 1年超 | 1,938 百万円 | 1,413 百万円 |
| 合計 | 2,665 百万円 | 1,936 百万円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2022年12月31日)

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|----------|-------|-----|
| 長期差入保証金 | 1,125 | 1,077 | △47 |

当事業年度 (2023年12月31日)

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|----------|-----|-----|
| 長期差入保証金 | 812 | 791 | △21 |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2022年12月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 18,002 | — | — | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,751 | — | — | — |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,880 | — | — | — |
| (4) 未収収益 | 570 | — | — | — |
| 合計 | 23,206 | — | — | — |

当事業年度 (2023年12月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 19,222 | — | — | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 2,178 | — | — | — |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,712 | — | — | — |
| (4) 未収収益 | 1,839 | — | — | — |
| 合計 | 25,953 | — | — | — |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度 (2022年12月31日)

(単位：百万円)

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------|------|-------|------|-------|
| 長期差入保証金 | - | 1,077 | - | 1,077 |

当事業年度 (2023年12月31日)

(単位：百万円)

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------|------|------|------|-----|
| 長期差入保証金 | - | 791 | - | 791 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,588 |
| 勤務費用 | 392 |
| 利息費用 | 17 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △78 |
| 退職給付の支払額 | △116 |
| 過去勤務費用の発生額 | 0 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,803 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 3,606 |
| 期待運用収益 | 3 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △573 |
| 事業主からの拠出額 | 448 |
| 退職給付の支払額 | △116 |
| 年金資産の期末残高 | 3,368 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表
(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2022年12月31日) |
|---------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,710 |
| 年金資産 | △3,368 |
| | △657 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 92 |
| 未積立退職給付債務 | △565 |
| 未認識数理計算上の差異 | △455 |
| 未認識過去勤務費用 | 29 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △991 |
| 退職給付引当金 | 92 |
| 前払年金費用 | △1,084 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △991 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 392 |
| 利息費用 | 17 |
| 期待運用収益 | △3 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △27 |
| 過去勤務費用の処理額 | △3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 375 |
| 特別退職金 | 362 |
| 合計 | 738 |

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) |
|------|------------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券88%、株式11%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 1.3% |
| 長期期待運用収益率 | 0.1% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,803 |
| 勤務費用 | 421 |
| 利息費用 | 35 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1 |
| 退職給付の支払額 | △427 |
| 過去勤務費用の発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,834 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 3,368 |
| 期待運用収益 | 97 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 9 |
| 事業主からの拠出額 | 452 |
| 退職給付の支払額 | △427 |
| 年金資産の期末残高 | 3,500 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|---------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,733 |
| 年金資産 | △3,500 |
| | △767 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 101 |
| 未積立退職給付債務 | △666 |
| 未認識数理計算上の差異 | △401 |
| 未認識過去勤務費用 | 25 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △1,041 |
| 退職給付引当金 | 101 |
| 前払年金費用 | △1,142 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △1,041 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 421 |
| 利息費用 | 35 |
| 期待運用収益 | △97 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 47 |
| 過去勤務費用の処理額 | △3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 402 |
| 特別退職金 | 203 |
| 合計 | 605 |

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|------|------------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 1.3% |
| 長期期待運用収益率 | 2.9% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | (単位：百万円) | |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 140 | 192 |
| 賞与引当金 | 544 | 582 |
| 資産除去債務 | 294 | 295 |
| 未払事業税 | 83 | 89 |
| 早期退職慰労引当金 | 99 | 54 |
| 退職給付引当金 | 28 | 30 |
| 有形固定資産 | 0 | - |
| その他 | 121 | 0 |
| 繰延税金資産合計 | 1,312 | 1,244 |
| 繰延税金負債 | | |
| 退職給付引当金 | △331 | △349 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △82 | △44 |
| その他 | - | △117 |
| 繰延税金負債合計 | △414 | △512 |
| 繰延税金資産の純額 | 898 | 732 |

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | (単位：百万円) | |
|-------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
| 固定資産－繰延税金資産 | 898 | 732 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| | 法定実効税率 | 30.6 % |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.9 | 2.5 |
| その他 | 0.4 | △0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 35.0 % | 33.0 % |

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%~0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が前回見積算出時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.72%で割り引き、変更前の資産除去債務に176百万円加算しております。

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 期首残高 | 784 | 961 |
| 見積りの変更による増加額 | 176 | - |
| 時の経過による調整額 | 0 | 2 |
| 期末残高 | 961 | 963 |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|----------|---|---|
| 委託者報酬 | 6,484 百万円 | 6,885 百万円 |
| 運用受託報酬 | 7,644 百万円 | 8,526 百万円 |
| 成功報酬 (注) | 1,042 百万円 | 95 百万円 |
| その他営業収益 | 16,110 百万円 | 18,148 百万円 |
| 合計 | 31,281 百万円 | 33,655 百万円 |

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 6,484 | 8,687 | 16,110 | 31,281 |

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 14,721 | 13,745 | 2,813 | 31,281 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 6,917 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 4,287 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 6,885 | 8,621 | 18,148 | 33,655 |

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 15,053 | 14,702 | 3,899 | 33,655 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 7,266 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 5,097 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

計算書類提出会社と関連当事者との取引

- (1) 計算書類提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等
前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|-----------------|-----------|--------------------|---------------------|-----------------|-----------|--------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 73 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用受託報酬 | 224 | 未収収益 | 186 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 6,692 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 1,869 | 未払費用 | 55 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 1,351 | | |
| 親会社 | ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 日本 東京都 | 1万円 | 持株会社 | (被所有) 直接 100 | 株式の 保有等 | 連結法人税の 個別帰属額 | 1,982 | その他未払金 | 1,982 |

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|--------------------|-----------|--------------------|---------------------|--------|-----------|--------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 1,190 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用受託報酬 | 282 | 未収収益 | 302 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 6,983 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 1,196 | 未払費用 | 52 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 1,619 | | |
| 親会社 | ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 日本 東京都 | 1万円 | 持株会社 | (被所有) 直接 100 | 株式の 保有等 | 通算税効果額 | 53 | その他未払金 | 53 |

- (2) 計算書類提出会社の子会社及び関連会社等
前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
該当事項はありません。

- (3) 計算書類提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び計算書類提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|----------------------|----------------|--------------|-----------|-------------------|---------------------|-------|-----------|------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 米国 カリフォルニア州 | 1,000 米ドル | 投資 顧問業 | なし | 投資顧問 契約の 再委任等 | 受入手数料 | 4,287 | 未収収益 | 180 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 35 | | |
| | | | | | | | 事務委託費 | 12 | | |

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|----------------------|----------------|--------------|-----------|-------------------|---------------------|-------|-----------|------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 米国 カリフォルニア州 | 1,000 米ドル | 投資 顧問業 | なし | 投資顧問 契約の 再委任等 | 受入手数料 | 5,097 | 未収収益 | 886 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 11 | | |
| | | | | | | | 事務委託費 | 24 | | |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
 (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
 (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
 (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

- ブラックロック・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)
 ブラックロック・ホールドコ・2・インク (非上場)
 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (非上場)
 ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク (非上場)
 ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P. (非上場)
 ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド (非上場)
 ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド (非上場)
 ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル (非上場)
 ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 (非上場)

(1株当たり情報)

| 項目 | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,371,780 円 88 銭 | 1,529,103 円 11 銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 307,029 円 07 銭 | 377,073 円 92 銭 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------------|---|---|
| 当期純利益 (百万円) | 4,605 | 5,656 |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益 (百万円) | 4,605 | 5,656 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 15,000 | 15,000 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

| 変更年月日 | 変更事項 |
|-------------|--|
| 2007年9月18日 | 証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。 |
| 2007年9月30日 | 商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。 |
| 2007年9月30日 | 公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 2007年12月27日 | 事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 2008年7月1日 | グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。 |
| 2008年7月1日 | 株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。 |
| 2009年6月22日 | 本店所在地変更のため、定款変更を行いました。 |
| 2009年12月2日 | ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。 |
| 2011年4月1日 | グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。 |
| 2013年10月5日 | MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。 |
| 2014年12月1日 | 決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。 |

i シェアーズ・コア 日経 225 ETF

約款

ブラックロック・ジャパン株式会社

iシェアーズ・コア 日経225 ETFの運用の基本方針

約款第27条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

- ① この投資信託は、主として日経平均トータルリターン・インデックス（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。
- ② 対象指数における指数構成全銘柄の株式を組み入れることを原則とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資対象有価証券は、主として対象指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式とします。

(2) 投資態度

- ① 対象指数の動きと高位に連動することを目指した運用を行いません。
- ② 次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行いません。
 - ・ 対象指数採用銘柄に異動があった場合
 - ・ 対象指数の除数の修正が行われた場合
 - ・ 対象指数の計算方法が変更された場合
 - ・ この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合
 - ・ その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、個別銘柄に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。
- ③ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている（上場予定を含みます。）銘柄のうち、対象指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主配当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ③ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を約款第28条で規定する範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ④ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）を行いません。
 - I 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - II 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
 - III 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

3. 収益分配方針

年2回の毎決算時（原則として2月9日および8月9日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。

4. その他のファンドの特色

- ① 受益権を上場します。
- ② 受益権の取得・交換は委託者が指定する「クリエーション・ユニット」と呼ばれる単位の整数倍によって行われます。「クリエーション・ユニット」とは、受益権の取得・交換を行うために委託者が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

【信託の目的および金額相当額】

第3条 委託者は、5,000億円相当の有価証券および金銭を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託財産の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、5兆円相当の有価証券および金銭を限度として信託財産を追加することができます。

② 追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができるものとします。

【信託期間】

第5条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第51条第1項、第51条第2項、第53条第1項、第54条第1項、第56条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。

【受益権の取得申込の勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権（平成20年1月4日前は受益証券をもって表示。）の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

【金融商品取引所への上場】

第7条 委託者は、この信託の受益権について、本約款付表に定める金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、上場されるものとします。

② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう当該受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

【用語の定義】

第8条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

1. 「純資産総額」とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。
2. 「資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。
3. 「基準価額」とは、純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

す。

4. 「配当等収益」とは、受取配当金、配当株式、受取利息およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。

【当初の受益者】

第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第18条に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行う者とし、第10条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、日経平均トータルリターン・インデックス（以下、「対象指数」といいます。）を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

【受益権の分割、再分割】

第10条 委託者は、第3条の規定による受益権については、これを5,000億円相当口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第12条の追加信託口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【当初受益権の価額】

第11条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の日経平均株価の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。

【追加信託の設定】

第12条 追加信託の設定は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、クリエイション・ユニットの整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわれます。

【追加信託財産の計理処理】

第13条 追加信託財産は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

【受益権と株式の交換の計理処理】

第14条 第46条に定める受益権と株式の交換にあつては、クリエイション・ユニットを構成する口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する株式の時価の合計との差額を発生させないために、クリエイション・ユニットを調整します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第15条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第16条 この信託の受益権は、平成20年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録される

ことにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ （削除）

④ 委託者は、第 10 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

⑤ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 19 年 12 月 28 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託財産における交換の計上が行なわれたもので、当該交換にかかる株式の交付日が平成 20 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 20 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保管振替制度における参加者口座簿に記載または記載されていない受益証券および保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）である、第 18 条に規定する指定参加者または口座管理機関である証券取引所の会員に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第 17 条 受託者は、追加信託に係る P C F について、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

② 受託者は、追加信託に係る P C F について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該 P C F の委託者への受渡または支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該 P C F についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

【受益権の申込単位および申込価額】

第 18 条 委託者は、指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および指定参加者が指定する一定口数以上の取得申込を行なう者（以下「取得申込者」といいます。））に対し、第 10 条の規定により分割される受益権の取得申込に応ずることができるものとします。

② 指定参加者は、第 10 条の規定により分割される受益権の取得申込を取り次ぐことができるものとします。

③ 委託者は、P C F を取得申込日の前営業日に指定参加者に提示します。

④ 指定参加者は、指定参加者が取得申込みを取次ぐ取得申込者に P C F を提示します。

⑤ 第 1 項の場合、委託者は取得申込日の本約款付表に定める時刻までに対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭と交換でクリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込みを受付けます。

⑥ 第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。なお、指定参加者は、個別に定める取次ぎ手数料および当該取次ぎ手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑦ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申

込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。

1. 第38条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
2. 委託者が、第27条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
4. 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間
5. 対象指数構成銘柄の売買停止日
6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

⑧ 第1項の規定にかかわらず、第5項に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは取得申込者はこれに代えて当該株式に相当する金銭およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、第5項に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。

⑨ 前項に該当する場合には、指定参加者は、委託者にその旨を委託者が別に定める方法により通知するものとします。この通知が取得申込の際に行なわれなかった場合において、信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

⑩ 委託者は、第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第5項の規定にかかわらず、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。

⑪ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるPCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑫ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、第5項の規定にかかわらず、受益権の取得申込みの受付の停止およびすでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行なうことができます。

⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の午後3時以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の午後3時までに委託者に取消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。

- ⑭ 指定参加者は、委託者の指定する期限（以下「引渡期限」といいます。）までに当該取得申込みに必要な株式および金銭を受託者に引渡すものとします。
- ⑮ 委託者は、指定参加者が受託者に引渡そうとする株式の評価額が取得申込みに係るクリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。
- ⑯ 指定参加者は、指定参加者もしくは取得申込者が委託者に引渡すべき取得時のクリエーション・ユニットを構成する各銘柄および金銭の全部または一部の引渡し（以下「全部または一部の引渡し」といいます。）を引渡期限までに行うことが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。
- ⑰ 委託者は、前項の通知を踏まえ、第 27 条に定める運用の基本方針に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託者が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込みの取消しを行なうことができます。
- ⑱ 前項において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第 19 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者が譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第 20 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 21 条 （削除）

第 22 条 （削除）

第 23 条 （削除）

第 24 条 （削除）

【投資の対象とする資産の種類】

第 25 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ) 有価証券

(ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 29 条及び第 30 条に定めるものに限ります。）

(ハ) 金銭債権（預金、コール・ローンを含み（イ）および（ニ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

(二) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産
(イ) 為替手形

【運用の指図範囲】

第26条 委託者は、信託財産を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第26条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条の2において同じ。）、第31条の2第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第28条から第30条、第31条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第28条から第30条、第31条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

【運用の基本方針】

第27条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

【投資する株式の範囲】

第27条の2 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【運用の権限委託】

第27条の3 第28条に規定する株式の貸付を行なう場合、委託者は、株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を次の者に委託します。

商 号：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ。
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

所在の場所：米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市

② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第41条の2に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者および当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限を行使した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、そ

の他の理由により必要と認められる場合等には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

【株式の貸付の指図および範囲】

第 28 条 委託者(第 27 条の 3 に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。)は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産の保有する株式の時価合計額を越えないこととします。
- ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 委託者は、株式の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【先物取引等の指図および範囲】

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第 30 条の 2 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第 30 条の 3 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうものとします。

【信用取引の指図】

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより

行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の交換等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

④ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【信託業務の委託等】

第31条の2 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券等の売却の指図】

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券等の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

第34条 （削除）

【混蔵寄託】

第34条の2 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第34条の3 （削除）

【信託財産の登記等及び記載等の留保等】

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【損益の帰属】

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 37 条 信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金、その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者の協議によりその都度別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 38 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 10 日から 8 月 9 日までおよび 8 月 10 日から翌年 2 月 9 日までとし、年 2 回決算を行います。

- ② 前項の規定にかかわらず、第 1 期計算期間は、平成 13 年 9 月 4 日から平成 14 年 8 月 9 日までとします。また、第 2 期計算期間から第 13 期計算期間までは、毎年 8 月 10 日から翌年 8 月 9 日までとし、年 1 回決算を行います。

【信託財産に関する報告等】

第 39 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等に関する諸費用】

第 40 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 前 2 項に定める費用のほか、以下の費用（当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。

1. 受益権の上場に係る費用
2. 対象指数についての商標の使用料

④ 委託者は、前項に定める費用の支払を信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用の金

額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

⑤ 前項において費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 前2項において費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の総額】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年10,000分の4.5以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【有価証券の貸付に係る報酬】

第41条の2 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者との間の配分は別に定めます。

② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。

【収益の分配方式】

第42条 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに第40条各項の諸費用およびこれらに係る消費税等（以下、本条において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換差益金
2. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換差損金

【受益者名簿の作成と名義登録】

第43条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第9条の受益者について、その氏名もしくは名称、住所もしくは所在地および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所または所在地とします。以下同じ。）、その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとし、この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、委託者および受託者は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとし、

② 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所または所在地および個人番号または法人番号その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとし、なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することがで

きます。

③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第1項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接行なうことができます。

④ 前項に規定する名義登録の手続きは、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

⑤ この信託契約締結当初および平成20年1月4日より前の追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なったうえで受益証券を交付し、平成20年1月4日以降の追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なったうえで振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。

【収益分配金の支払い】

第43条の2 収益分配金は、計算期間終了日において第43条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、当該名義登録受益者に支払います。

② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金領収証等により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第43条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

③ 受託者は、収益分配金の支払いについて、第43条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

【収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、第43条の2第2項に規定する、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金ならびに信託終了時の交換有価証券等および買取代金に関する時効】

第45条 受益者が収益分配金については第43条の2第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

② 受益者が、信託終了による交換による有価証券および金銭については信託終了日から、買取についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

【交換請求】

第46条 指定参加者および指定参加者が指定する一定口数以上の交換請求を行なう受益者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託者または指定参加者に対し、交換請求受付日の委託者が本約款付表に定める時刻までに、受益権の価額に相当する株式を時価評価した金額の合計の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権と、当該株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。ただし、平成20年1月4日以降に交換株式が受益者に交付（株式の振替制度移行後においては、振替機関等の口座に増加の記載または記録。）されることとなる交換の請求で、平成20年1月4日前行なわれる当該請求については、受益権または振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

② 指定参加者は、受益権の交換請求を取り次ぐことができるものとします。

③ 委託者は、PCFを交換請求受付日の前営業日に指定参加者に提示します。

- ④ 指定参加者は、指定参加者が交換請求を取次ぐ交換請求者に P C F を提示します。
- ⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、P C F を提示しません。
1. 第 38 条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の 2 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
 2. 委託者が、第 27 条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
 3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
 4. 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間
 5. 対象指数構成銘柄の売買停止日
 6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間
 7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑥ 第 1 項に定める受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。また、指定参加者は個別に定める取次ぎ手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑦ 第 1 項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第 47 条第 1 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。
- ⑧ 受託者は、第 47 条第 1 項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第 48 条第 2 項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものと取り扱います。
- ⑨ 委託者は、交換しようとする株式の評価額が交換請求に係るクリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。
- ⑩ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消しまたはその両方を行なうことができます。
- ⑪ 前項の規定により、交換請求の受付を中止したとき、当該受付中止以前に受付け、かつ、委託者が、受付の取消しを行なわない場合の交換の価額は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、第 6 項の規定に準じて計算されたものとします。
- ⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の午後 3 時以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の午後 3 時まで委託者に取消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。

【交換の指図等】

- 第 47 条 指定参加者および交換請求者が 1 クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって委託者または指定参加者に提示して前条第 1 項の請求を行ない、委託者がその請求を受付けた場合には、委託者は、当該請求に係る受益権と、当該受益権の価額に相当する株式との交換を行なうよう受託者に指図します。
- ② 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行なった指定参加者および交換請求者が、対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいいます。）である場合には、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って得た時価から当該株式売却に係る経費に相当する金額として当該時価総額に別に定める率を乗じて得た額を控除した額とします。
- ③ 第 1 項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に、その権利落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡

しが行なわれることとなる株式（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託者は第1項の規定にかかわらず、交換に係る株式のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。

④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、指定参加者または交換請求者に対する株式の交付（株式の振替制度移行後においては、振替機関等の口座に増加の記載または記録。以下同じ。）のための保管振替機関（株式の振替制度移行後においては、振替機関等）への振替の請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第7項に掲げる交換の請求を受付けた指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行なわれます。

⑤ 第2項に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行なう際に委託者にその旨を委託者が別に定める方法により通知するものとします。

⑥ 前項の通知が交換の請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。

⑦ 指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託者の指定する期限までに振替機関に受け付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。

⑧ 委託者は、前項の通知を踏まえ、第27条に定める運用の基本方針に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託者が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受け付けた交換請求を取り消すことができます。

⑨ 前項において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

【交換受益権の取扱い】

第48条（削除）

② 委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したのとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

【受益権の買取り】

第49条 指定参加者は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、委託者が本約款付表に定める時刻までに受け付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 第7条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

② 前項の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の基準価額とします。

③ 指定参加者は、前2項の規定により受益権の買取りを行なうときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

④ 指定参加者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が

あるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、第2項および第3項の規定に準じて計算されたものとします。

【信託の一部解約】

第50条 受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

【信託契約の終了】

第51条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が20万口を下回ることとなった場合、その他この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

1. 第7条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
2. 対象指数が廃止されたとき
3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第57条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の終了について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託を終了する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

【信託終了時の交換等】

第52条 委託者は、この信託が終了することとなったときは、クリエーション・ユニットの整数倍の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引き換えに交換するものとします。

② 前項の交換は、指定参加者の営業所において行なうものとします。

③ 第1項の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ 対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、前項の定めによって交換す

る場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取を委託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。

⑤ 前項の規定により信託財産が買取った受益権については、前項の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。

⑥ 指定参加者は、第1項による交換を行なうときは、当該受益者から指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑦ 第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行ないます。

⑧ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑨ 第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに、委託者が信託の終了に関して指定する指定参加者が買取を行なうことを原則とします。

1. 第1項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
2. 第1項における1クリエーション・ユニットに満たない振替受益権または受益証券（取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。）

この場合には、当該指定参加者が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑩ 信託終了に際して、委託者が信託終了に関して指定する指定参加者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該指定参加者の自社株式等が含まれる場合には、委託者は受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第54条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第55条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任及び解任に伴う取扱い】

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないとき、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第 56 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付、および信託終了時の株式の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託約款の変更等】

第 57 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

【反対者の買取請求権】

第 58 条 第 51 条に規定する信託契約の終了または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、書面決議において当該終了または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 51 条第 3 項または前条第 2 項に規定する書面に付記します。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第 58 条の 2 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所または所在地
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【公告】

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたとき、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託約款を締結します。

平成 13 年 9 月 4 日（信託契約締結日）

委託者
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者
みずほ信託銀行株式会社

付表

1. 約款第7条に規定する「本約款付表に定める金融商品取引所」とは次のものをいいます。
東京証券取引所
2. 約款第18条第5項および第46条第1項ならびに第49条第1項の本約款付表に定める時刻は「午後3時」とします。
3. 第9条の別に定める清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

付則

第1条 平成19年12月28日現在の信託約款第16条（受益証券の発行および種類）および第17条（受益証券の発行についての受託者の認証）、ならびに第19条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き）から第24条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。